

西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）
に係る整備工事

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和3年9月

横浜市水道局

この回答書は、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事の入札説明書等に関する質問に対する回答を記載したものです。

なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間：令和3年7月27日（火）調達公告から
令和3年8月23日（月）午後5時まで

西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事
入札説明書等に関する質問

1 要求水準書	183 件
2 設計・施工一括型総合評価落札方式実施要領書	46 件
3 入札説明書	26 件
4 工事請負契約約款（設計・施工一括）	64 件
5 特約条項	8 件
6 その他	3 件
合計	330 件

第1 総則	8 件
1 本書の位置付け	1 件
2 工事内容に関する事項	5 件
3 本工事の考え方	2 件
第2 基本要件	17 件
1 本施設の立地条件	0 件
2 本施設の施設概要	0 件
3 本工事に係る前提条件	14 件
4 本工事の主要な要求水準	3 件
第3 設計に関する要求水準	94 件
1 事前・事後調査	3 件
2 設計	91 件
第4 施工に関する要求水準	39 件
1 基本事項	3 件
2 各施設の洗浄方針	12 件
3 試運転と切替え（新旧）条件	19 件
4 監視制御設備の改良工事	0 件
5 部分引渡し	2 件
6 完成図書の提出	1 件
7 教育・訓練	0 件
8 施工期間中の対応	2 件
9 環境対策	0 件
第5 工事監理及びセルフモニタリングに関する要求水準	0 件
1 建築工事監理	0 件
2 セルフモニタリング	0 件
別紙	25 件
別紙1 工事場所一覧表	0 件
別紙2 西谷浄水場浄水処理施設の工事範囲	0 件
別紙3 新設対象施設配置【参考】	0 件
別紙4 撤去及び支障移設対象施設（西谷浄水場内）	1 件
別紙5 既設利用施設	0 件
別紙6 整備内容	1 件
別紙7 特記仕様書一覧表	0 件
別紙8 原水水質の検査結果等	0 件
別紙9 水質管理値及び水質管理目標値	0 件
別紙10 既設施設の主要な運転・維持管理業務【参考】	1 件

別紙1 1	個別保全計画	0 件
別紙1 2	既設設備の設置年度と耐用年数【参考】	0 件
別紙1 3	西谷浄水場におけるセキュリティライン	0 件
別紙1 4	浄水処理施設既設配管図（水運用関係／給水関係／排・下水関係/その他）【参考】	0 件
別紙1 5	浄水処理施設既設ケーブルルート図【参考】	0 件
別紙1 6	地歴調査報告書【参考】	0 件
別紙1 7	水収支フロー図（現状／再整備後〔通常時〕／再整備後〔水質悪化時〕）【参考】	0 件
別紙1 8	水位高低差【参考】	0 件
別紙1 9	浄水処理施設の系統【参考】	0 件
別紙2 0	薬品の種類及び注入点等【参考】	0 件
別紙2 1	水質計器の設置位置及び採水点【参考】	1 件
別紙2 2	工業計器の設置位置【参考】	0 件
別紙2 3	主要配管管路図（現況／南側沈でん池着手前／再整備後）【参考】	0 件
別紙2 4	配管連絡予定位置図【参考】	0 件
別紙2 5	3号配水池流入管連絡施工ステップ（案）【参考】	0 件
別紙2 6	新設放流管布設図【参考】	0 件
別紙2 7	増設混和池構造図【参考】	0 件
別紙2 8	薬品注入設備フロー図【参考】	0 件
別紙2 9	水質・薬品注入量等実績データ【参考】	0 件
別紙3 0	監視制御設備関連工事工程表【参考】	0 件
別紙3 1	監視制御設備システム構成図（既設／新設）【参考】	1 件
別紙3 2	計装フロー図（既設）【参考】	0 件
別紙3 3	監視制御設備信号入出力点数表（既設）【参考】	0 件
別紙3 4	監視制御設備画面・帳票一覧表（既設）【参考】	0 件
別紙3 5	監視制御設備制御機能一覧表（既設）【参考】	0 件
別紙3 6	排水処理施設に関する信号項目表【参考】	0 件
別紙3 7	電力会社からの受電点（既設／再整備後）【参考】	0 件
別紙3 8	受配電設備・非常用自家発電設備に関する施工ステップ（案）【参考】	0 件
別紙3 9	既設単線結線図【参考】	0 件
別紙4 0	受配電設備の配電構成図（既設／再整備後）【参考】	0 件
別紙4 1	直流電源設備（受変電・配電用）の構成イメージ（再整備後）【参考】	0 件
別紙4 2	無停電電源設備（計装設備用）の構成イメージ（再整備後）【参考】	0 件
別紙4 3	機器配置図【参考】	0 件
別紙4 4	公共用水域への排水基準【参考】	1 件
別紙4 5	既設付帯設備関連図【参考】	0 件
別紙4 6	水道記念館屋外展示物	1 件
別紙4 7	指定部分の対象施設	0 件
別紙4 8	電気機械設備保守点検基準（抜粋版）【参考】	2 件
別紙4 9	リスク分担表	16 件
別紙5 0	PFOS及びPFOAの活性炭品質性能試験	0 件
別紙5 1	西谷浄水場内仮設道路築造工事	0 件

1	適用	0 件
2	用語の定義	0 件
3	スケジュール	0 件
4	技術提案等の具体的評価項目	0 件
5	技術提案等の評価基準	0 件
6	提出を要する書類	0 件
7	提出資料の作成方法	1 件
8	プレゼンテーション動画に関する事項	2 件
9	提出資料の提出方法	1 件
10	提出資料作成に関する質問・回答等	0 件
11	落札者決定手順	0 件
12	入札参加資格の確認	0 件
13	応札について	0 件
14	欠格要件	1 件
15	ヒアリングに関する事項	1 件
16	予定価格及び調査基準価格に関する事項	0 件
17	総合評価落札方式による評価の方法	1 件
18	落札者の決定方法	0 件
19	評価結果等の公表	0 件
20	落札者の設計及び施工方法等	0 件
21	技術提案等及び提出資料の責任の所在	0 件
22	技術提案等が達成されなかったときの対応等	0 件
23	評価結果に対する苦情申立て	0 件
24	その他	0 件
別紙		39 件
	別紙 1	3 件
	別紙 2	1 件
	別紙 3	26 件
	別紙 4	9 件

3 入札説明書に関する質問：

26 件

1 競争入札に付する事項	1 件
2 入札参加資格	9 件
3 入札参加の手続	2 件
4 入札参加資格の確認	0 件
5 入札参加資格の喪失	0 件
6 入札に必要な書類を示す場所	0 件
7 入札説明書の交付等	2 件
8 入札及び開札等	1 件
9 入札の無効	0 件
10 技術資料等のプレゼンテーション及びヒアリング並びに技術資料の審査並びに技術評価点及び価格評価点の算出	0 件
11 落札者の決定	4 件
12 入札保証金及び契約保証金	1 件
13 契約金の支払方法	0 件
14 調査基準価格未満の金額で入札を行った者との契約	0 件
15 その他	6 件
16 Summary	0 件

4 工事請負契約約款（設計・施工一括）に関する質問：

64 件

1 工事請負契約約款（設計・施工一括）	64 件
---------------------	------

5 特約条項に関する質問：

8 件

1 西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事の契約に関する特約条項	6 件
2 請負代金の支払に関する特約条項	1 件
3 調査基準価格を下回る金額での契約に関する特約条項	1 件
4 共同企業体に関する特約条項	0 件

6 その他：

3 件

1 その他	3 件
-------	-----

入札説明書等に関する質問に対する回答（9月16日公表）

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
1	要求水準書	対象施設	1	2	(5)			別紙6の都岡幹線補給次亜注入設備、残塩計・配管の施工範囲をご教示願います。「閲覧資料No.124都岡幹線φ38インチ送水管更新工事～」より、都岡幹線の母管には補給次亜管及び採水管の元弁が確認できます。更新対象はいずれも元弁の二次側という認識でよろしいでしょうか。元弁の一次側も更新対象の場合はその範囲と施工期間中の都岡幹線の断水の可否、可能な場合はその期間をご教示願います。	採水管は採水点の直近のバルブから下流側（残塩計側）、注入管は注入点の直近のバルブから上流側（次亜注入設備側）が全て更新対象となります。
2	要求水準書	工事の対象施設	1	2	(5)			工事の対象施設のうち歴史的建造物の移設や撤去後の復元に必要とされる許認可上の諸手続きについて御教授願います。	国登録有形文化財については、文化財保護法第64条に規定する登録有形文化財の現状変更の届出等の対応が必要となります。届出の主体は水道局となりますが、請負人は申請資料の作成等の協力をお願いします。 その他、建築基準法等の関係法令等を請負人にて確認のうえ、適切に対応をお願いします。
3	要求水準書	硫酸貯留棟	2	第1	2	(5)		表 主な対象施設と整備内容の③ 硫酸貯留棟には「硫酸貯留設備の新設、撤去（一時的な仮設は可）」とありますが、本設備となる機器を一時的に仮設設備として使用することは問題ないでしょうか。	硫酸設備について、本設備となる機器を一時的に仮設設備として使用することは認めます。
4	要求水準書	要項、指針等、仕様書等	P7	第1	2	(8)	ウ、エ	第1 2 (8) 工事に関する主な法令等に、「本工事に関して特に留意すべき主な法令、条例、要項・指針、仕様書等」とありますが、これらの意味について具体的に教示下さい。 一般に要項・指針や仕様書では、あいまいな表現（例：～が望ましい）や書類間の矛盾などで、解釈により仕様が一義的に決められないケースが見受けられます。このような場合は、請負者が技術提案で明確にした仕様を優先すると考えてよろしいでしょうか。例えば、要項、指針ではAが望ましいがBでもよいと解釈できる場合、技術提案でBと記載すればBが優先されると考えて良いでしょうか。理由としては、請負者側は、技術提案の仕様に基づき適正な原価を算出するため、契約後に技術提案以上の仕様を求められる場合、相当のリスクを見込まざるを得ない事情が御座います。	法令、条例、要綱・指針、仕様書等で仕様が一義的に決められない場合は、要求水準を満たす範囲において、請負人が提案することは可能です。 ただし、提案内容は技術評価の対象となる場合があります。 なお、契約締結後に何らかの理由で仕様を変更する場合は、協議を行います。
5	要求水準書	要項、指針等、仕様書等	P7	第1	2	(8)	ウ、エ	要求水準書に明示されておらず、かつ「ウ 要項・指針」や「エ 仕様書等」に含まれる書類にも記載がない仕様、材料、方法等について、応募者の創意工夫により技術提案することは要求水準未達ではないと解釈しますが良いでしょうか。また内容によっては技術評価点の対象であると理解して良いでしょうか。	前段及び後段について、そのとおりです。
6	要求水準書	浄水処理に関わる考え方	8	3	(2)			水質変動が生じ、水質管理値を遵守できなかった際、貴市または請負人の責なのか、どのように算定されるのでしょうか。	要求水準書別紙8 原水水質の検査結果等に示す原水水質の設定値を逸脱する水質変動については、要求水準書別紙49リスク分担表No.47のとおり、水道局のリスクとなります。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁				内容	回答											
7	要求水準書	健康診断実施	8	3	(5)		「別紙7: No. 40「衛生管理に関する特記仕様書」」ですが、第2回目以降の健康診断は90日毎に実施として記載されてる「沈殿池、ろ過池、配水池等」とは、「別紙6整備内容」中「(No. 7: 沈殿池)、(No. 10: 急速ろ過池の内、新設工事)、(No. 28: 3号配水池)」と考えてよろしいでしょうか。	おおむね90日ごとに従事者の健康診断が必要となる対象施設については、No. 1 着水井、No. 6 混和池、No. 7 沈でん池、No. 8 粒状活性炭吸着池、No. 9 再凝集池、No. 10 急速ろ過池、No. 28 3号配水池、2号配水池など西谷浄水場場内の自由水面を有する施設となります。											
8	要求水準書	西谷浄水場再整備事業(排水処理施設)スケジュール	11	3	(1)		排水処理施設(DBO方式)のスケジュールについては、当該事業の事業者の技術提案により早まる可能性がある、と記載されていますが、当該事業は既に事業者が選定されております。設計・工事期間のスケジュールはどのように計画されているのでしょうか。	技術提案の作成にあたっては、要求水準書第2の3(1)の条件で計画してください。 なお、排水処理施設(DBO方式)及び導水管(DB方式)の現段階でのスケジュールについては、次のとおりです。 表 現段階でのスケジュール【参考】 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2～8年度末</th> <th>令和9～14年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水処理施設(DBO方式)</td> <td style="text-align: center;">排水処理施設再整備 (設計・工事期間)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">導水管(DB方式)</td> <td style="text-align: center;">導水管整備(第Ⅰ工区) (設計・工事期間)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">導水管整備(第Ⅱ工区) (設計・工事期間)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		令和2～8年度末	令和9～14年度末	排水処理施設(DBO方式)	排水処理施設再整備 (設計・工事期間)		導水管(DB方式)	導水管整備(第Ⅰ工区) (設計・工事期間)		導水管整備(第Ⅱ工区) (設計・工事期間)	
	令和2～8年度末	令和9～14年度末																	
排水処理施設(DBO方式)	排水処理施設再整備 (設計・工事期間)																		
導水管(DB方式)	導水管整備(第Ⅰ工区) (設計・工事期間)																		
	導水管整備(第Ⅱ工区) (設計・工事期間)																		
9	要求水準書	相模湖系導水路改良事業に係る導水施設整備工事スケジュール	11	3	(1)		導水管(DB方式)のスケジュールについては、当該工事の請負人の技術提案により早まる可能性がある、と記載されていますが、当該工事は既に請負人が選定されております。導水管整備(第一工区、第二工区)の工事スケジュールはどのように計画されているのでしょうか。	No. 8の回答を参照してください。											
10	要求水準書	第2 基本条件	P12	3	(2)		「表 本工事の関連事業等」に示したうち、具体的な時期が未記載の工事については、本工事と重なった場合の本工事への影響度を応札前に合理的に判断することができません。したがって、請負人が応札時に提案する工事工程は、これら関連工事の影響がないことを前提とし、仮に実施段階で関連工事との調整により工程に影響した場合も、技術提案事項の不履行には当たらないと解釈してよろしいでしょうか。	そのとおりです。											
11	要求水準書	関連事業の着手時期	13	3	(2)		(仮称)沈でん池機械設備更新工事は令和5～8年度(沈でん池改良のための半量運用期間)には行われないと考えてよろしいでしょうか。	「(仮称)沈でん池機械設備更新工事(傾斜板、フロキュレーター、汚泥掻寄機、排泥管)」の実施時期は現在未定ですが、本工事に支障がない時期に実施する予定です。 沈でん池改良のための半量運用期間においても、本工事の施工に支障がないと判断できる場合は実施することがあります。その場合は別途協議を行います。											
12	要求水準書	関連事業等	13	3	(2)		(仮称)場外配水池・ポンプ場計装設備改良工事には、新システムとの組み合わせ対向試験、実機対向試験及び要求水準書P60の既設製作メーカーの技術者立会が含まれているという理解でよろしいでしょうか。	「(仮称)場外配水池・ポンプ場計装設備改良工事」には、新システムとの組み合わせ対向試験、実機対向試験及び要求水準書第4の3(9)ウ(イ)の既設製作メーカーの技術者立会が含まれています。											
13	要求水準書	関連事業等	13	表	3	(2)	「(仮称)2号配水池流入管布設工事」には配水池流入側にある電動弁の更新も含まれますでしょうか。	2号配水池流入側の流量調節弁の更新は、「(仮称)2号配水池流入管布設工事」に含まれます。											
14	要求水準書	関連事業等	13	表	3	(2)	「(仮称)沈でん池機械設備更新工事(傾斜板、フロキュレーター、汚泥掻寄機、排泥管)」の実施時期によっては本事業で行う混和池、沈でん池の施工時期に大きく影響しますが、本事業の基本設計あるいは詳細設計に着手するまでには時期が決定されるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 11の回答を参照してください。											

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
15	要求水準書	浄水場の品質管理システム	13	3	(3)			請負人は水道局が実施するISO9001に係る業務に協力するとありますが、具体的な業務をご教示ください。	衛生管理、テロ対策への協力や、運転管理マニュアル、設備台帳の作成に必要な情報の提供及び資料作成を想定しています。
16	要求水準書	施設の目標耐用年数	13	3	(4)			別紙11にも記載があるとおり、目標耐用年数を満たすには適切な時期に点検修繕や大規模修繕を行うことが前提になります。仮に何らかの理由によって目標耐用年数を満たせなかった場合、点検修繕や大規模修繕が適切に行われたことを証明する手法をご教示ください。	目的物引渡し後は、水道局に必要な保守点検や修繕工事を実施します。水道局が別途発注した点検修繕や大規模修繕が適切に行われたことについては、保守点検記録や修繕工事の記録(工事完成図書)等により確認します。水道局が適切に点検修繕や大規模修繕を行ったことを証明する必要がある場合には、上記の記録等を示します。目標耐用年数を満たせなかった場合の責任については、上記も踏まえて総合的に判断するものと考えます。
17	要求水準書	警備センサー設備	13	3	(5)	アイ		ア：警備センサー（赤外線センサー、シャッターセンサー、扉開閉センサー、侵入防止警告設備）並びにイ：監視カメラについては、次の条件を満たすことで、原則、施工期間に限り変更を認めるものとする。と有りますが、警備センサーの主要箇所とはどの箇所となるか、ご教示ください。監視カメラのITV監視カメラの箇所をご教示ください。	前段及び後段について、警備センサー及び監視カメラの設置箇所を変更する場合は、現状と同程度の箇所に設置してください。なお、現状の警備センサー及び監視カメラの設置箇所は、危機管理上の観点から、工事契約締結後に示します。
18	要求水準書	セキュリティラインの出入口管理	14	3	(5)	エ		出入口管理ですが、既存の門扉、鍵の借用をさせていただけると考えてよろしいでしょうか。	使用できる門扉は、原則、南側バス通り沿いとしします。その他の門扉については、原則使用できませんが、別途協議により使用の可否を決定します。鍵は、必要に応じて貸与します。
19	要求水準書	工事車両の出入口	14	3	(5)	エ		工事車両の出入口を設置してはいけない箇所はありますか。	工事車両の出入口については、工事対象の敷地から直接公道（南側バス通り）に接続できる位置に、公道及び場内の通行に支障がないように設置してください。なお、バス停付近については、バスの運行に支障がないように考慮してください。
20	要求水準書	工事車両の出入口	14	3	(5)	エ		工事車両の出入口を設置する箇所数には、制限がありますか。	工事車両の出入口の設置箇所数について、制限はありませんが、公道及び場内の通行に支障がないように考慮してください。また、No. 19の回答も合わせて参照してください。
21	要求水準書	第2 基本条件	P14	3	(7)			「交付金等の支援を得るための協力」とありますが、適性な原価計上を行うため、必要な提出書類など、できるだけ具体的な内容をご教示ください。	交付金対象となる施設が分かる図面、その他必要に応じて施設の詳細な図面（案内図、平面図、断面図）及びその設計書の提出等を年3回程度、想定しています。交付金対象となる施設については、契約締結後に示します。
22	要求水準書	ライフサイクルコスト	15	4	(6)			「ライフサイクルコストを明確にし…」とありますが、定期修繕や定期点検に含まれる内容は請負者にて設定してもよろしいでしょうか。	そのとおりです。なお、ライフサイクルコストについては、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事に係る設計・施工一括型総合評価落札方式実施要領書別紙4を踏まえて作成してください。
23	要求水準書	ライフサイクルコスト	15	4	(6)			明確にしたライフサイクルコストを守れなかった場合、ペナルティがあるのでしょうか。	No. 206の回答を参照してください。
24	要求水準書	土壌状況調査	16	1		エ		管理棟で使用されている特定有害物質は、厳重に保管・管理されていますが、管理棟からの薬品類の持ち出しは無く、有害物質を使用する際は管理棟内専用の白衣などを着用し汚染物の外部への流出も無いと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
25	要求水準書	土壌状況調査	16	1		エ		浄水場内の特定有害物質の使用状況について、既存の地歴調査以降は変更が無いものとして考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
26	要求水準書	見学者対応を配慮した施設	16	2	(10)			見学者対応を配慮した施設における具体的な条件は、事業者提案によると理解してよろしいでしょうか。	見学者対応に配慮した施設については、要求水準書に示した事項以外は請負人の提案によります。
27	要求水準書	周辺影響調査	17	1		ク		本工事が周辺の生活環境に与える影響を考慮し、騒音、振動、臭気、地盤沈下等の調査を行うものとする。とありますが、臭気について対策を実施されていることはありますか。また、その他項目として周辺住民に配慮した対策をとっている事例はありますか。	臭気については現在のところ具体的な対策は実施していませんが、今後、処理工程や施設配置の変更、処理水量が増加すること等も考慮して、適切な対策を検討してください。また、工事期間中の騒音・振動、工事照明については、周辺住民や3号配水池上部を活用している事業者には十分配慮して施工計画を検討してください。
28	要求水準書	既設建築物の法適合調査	18	2	(1)	ウ		「工事対象外の既設建築物」とは、要求水準書別紙5に示された「既設利用施設」のうち番号のない施設16棟と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書別紙5既設利用施設で示した既設利用施設のほか、同別紙5「工事対象の敷地」内には「工事範囲外」等にも既設建築物があります。建築基準法に規定する計画の通知に係る既設建築物の調査については、要求水準書別紙2西谷浄水場浄水処理施設の工事範囲で示す「工事対象の敷地」内の建築物が対象となるため、「工事範囲外」であっても既存建築物調査を実施してください。 また、現在場内で施工中の施設もあるため、契約締結後確認をお願いします。
29	要求水準書	既設建築物の法適合調査	18	2	(1)	ウ		「工事対象外の既設建築物」とは、要求水準書別紙5に示された「既設利用施設」のうち番号のない施設16棟の場合、当該16棟の遵法性調査は当コンソーシアムの負担と考えてよろしいでしょうか。	遵法性調査は請負人の負担になりますが、この調査の結果、工事対象外の既存建築物については是正等の対応が必要となった場合は水道局にて対応します。 また、対象となる建築物は、No. 28の回答を参照してください。
30	要求水準書	既設建築物の法適合調査	18	2	(1)	ウ		「工事対象外の既設建築物」とは、要求水準書別紙5に示された「既設利用施設」のうち番号のない施設16棟の場合、当該16棟の延床面積のご指示、検査済証の開示をお願いいたします。	必要な資料については、契約締結後に提示します。
31	要求水準書	捨水工程の排水	18	2	(2)	ア	(イ)	第3回質問回答No. 116では「捨水量は本表の急速ろ過池の排水量800m ³ /回には含まない」とあります。急速ろ過+活性炭の洗浄水量が1,300m ³ /回程度である場合、捨水の排水先と1回の捨水工程で受入可能な排水量をご提示願います。	第3回質問回答No. 116の捨水については、洗浄後、ろ過開始直後の排水を指しており、排水先は排水池となります。ただし、水質悪化時は、捨水を行わないことを想定しているため、捨水の排水量は受け入れ可能な排水量に考慮する必要はありません。 なお、捨水の排水量は、通常運用時に100~200m ³ /回程度を想定しています。
32	要求水準書	水抜工程の排水	18	2	(2)	ア	(イ)	急速ろ過池、活性炭吸着池の洗浄前水抜工程の排水量は表に含まれていないという理解でよろしいでしょうか。その場合、排水先と1回の水抜工程で受入可能な排水量をご提示願います。	急速ろ過池、活性炭吸着池の洗浄前水抜工程の排水は、表 水質悪化時の洗浄条件（水量及び時間間隔）（最大値）に含まれます。
33	要求水準書	2号配水池水位	19	2	(2)	ア	(エ)	c 「現在の運用では、2号配水池の水位が64.16mで一定になるように設定している。」とあります。再整備後も、水位は64.16mで一定になるよう運転する認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
34	要求水準書	設計	19	2	(2)	ア	(カ)	土木構造物、建築構造物それぞれの耐震性能ならびに指針基準が記載されていますが、基礎については土木、建築の両方の耐震性能ならびに指針基準を満足させる必要がありますか。	設計段階での関係機関との協議によります。 なお、No. 35の回答も合わせて参照してください。
35	要求水準書	設計	19	2	(2)	ア	(カ)	土木構造物、建築構造物の区分について、建築局と協議を行いました。耐用年数の考え方もあることから、建築局単独では回答できず、また、貴市の方針としては事業者を決定して詳細を詰めていかないと結論がでないとの回答を受けているとのことでした。建築物及び土木構造物の区分が想定と異なる場合は、設計費かつ工事費に関して契約変更の対象と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	基本計画では、平成13年国都下事発第119号の通知や駅舎などの鉄道施設の構造審査要領等を参考に、建築物と土木構造物の区分を整理しています。 請負人の提案に基づき、水道局及び関係部署との協議の結果、この解釈が大きく異なるようであれば、設計変更（増額・減額等）について協議を行います。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答	
36	要求水準書	機械電気設備 の仕様決定	20	2	(2)	ア	(キ)	「標準的な仕様」とありますが、どのような仕様や基準・規程を指すのか具体的に教えてください。	「標準的な仕様」とは、その機器等のごく平均的な仕様を指しており、例えばベアリングの等級でいえば0級(普通等級)にあたります。	
37	要求水準書	伸縮接手の仕様	20	2	(2)	ア	(コ)	「ポンプ、電磁流量計等」とありますが、「等」には何が含まれますでしょうか。バタフライ弁は含まれると考えてよろしいでしょうか。また、埋設部への伸縮継手の設置は含まないと考えてよろしいでしょうか。	前段について、「等」とは、バルブ、ポンプ逆止弁を指しています。後段について、埋設部(弁室内は除く)の伸縮継手は含んでいません。	
38	要求水準書	非常用自家発電 設備	21	2	(2)	ア	(リ)	b	「2系統の両方が停電した場合でも本施設の運転を継続できるよう」とありますが、その際の最低浄水量は提案者によるものでしょうか。	西谷浄水場の原水は自然流下により到達するため、全量を処理できるよう非常用自家発電設備を設置してください。
39	要求水準書	環境対策等	21	2	(2)	ア	(ツ)		環境負荷軽減を考慮した設計とするためにPPA(電力相対契約)での再生可能エネルギー発電設備の設置、事業運営を提案してもよろしいでしょうか。	本工事では、設計施工以外の契約を結ぶことはできないため、当該提案については受けることはできません。 なお、本工事での整備後に、水道局が別途、PPAなど再生可能エネルギー発電設備導入を検討するために有利となる設計施工に関する提案は認めます。
40	要求水準書	環境対策等	21	2	(2)	ア	(ツ)		環境負荷軽減を考慮した設計とするために環境省が公共機関に対して適用している補助事業(再エネ設備導入、PPA活用、脱炭素化・レジリエンス強化促進等)がございます。本計画においてこうした手法を採用してもよろしいでしょうか。	補助事業の手法を提案することは、可能です。 ただし、今後の補助事業の内容が不確定であり、補助事業の申請は水道局が行うため、補助事業が採択されることを前提としたコスト等の効果を見込んだ提案は認められません。
41	要求水準書	設計図書の提出	22	2	(2)		ウ		設計図書は、着手する施設毎に提出・承諾を受けた後、当該施設の現場施工着手可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書第2の(2)ウ(イ)詳細設計における水道局が行う設計図書の精査の結果、「横浜市水道局工事安全管理規程」に基づき安全管理指定工事に指定された場合は、安全管理指定工事に関わる特記仕様書を遵守したのち、当該施設の現場施工着手可能となります。 安全管理指定工事に指定されなかった場合は、そのとおりです。
42	要求水準書	施設系統名	23	2	(3)				別紙23に記載された施設系統名(1系、2系)については、事業者提案で宜しいでしょうか(例:急速ろ過池西側1系、東側2系とする等)。	施設系統名(1系、2系)については、別途協議により決定します。 なお、提案の段階で請負人が仮称で施設系統名をつけることは認めます。
43	要求水準書	着水井	23	2	(4)	ア	(リ)	c	本事業との取合点における導水路の流入圧力について、ご教えてください。着水井WL+74.500に対し、何mの余裕があるでしょうか。	本工事との取合については、着水井水位WL+74.500mとしていますが、現時点では、導水路整備後の着水井水位に何mの余裕があるかお示しできません。
44	要求水準書	着水井	23	2	(4)	ア	(リ)	h	都岡幹線の流入量、流入圧力は更新後も既存設備の実績を参考にすればよろしいでしょうか。	そのとおりです。
45	要求水準書	薬品注入設備	24	2	(4)	ア	(リ)	d	1系集水渠出口の施工期間中は、2系集水渠出口に中次亜および後PAC注入設備の仮設備が必要となりますが、仮設備注入設備は、自然流下ではなくポンプ注入でもよろしいでしょうか。	仮設備注入設備については、ポンプによる注入も認めるものとします。
46	要求水準書	粒状活性炭吸着池	25	2	(4)	ア	(エ)		施設配置において、将来オゾン処理施設の設置を考慮する必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
47	要求水準書	粒状活性炭吸着池	25	2	(4)	ア	(エ)	q	「池の内面は、粒状活性炭の接触によるコンクリートの劣化に配慮し、十分な鉄筋の被りを確保するとともに、モルタル防水を施すものとする」とありますが、モルタル防水を施す範囲は池内面の天井、及びHWL以上の側面部は不要と考えてよろしいでしょうか。	側面は、HWLの高さより、安全を見て十分高い範囲までモルタル防水を施すものとしてください。天井は、不要です。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁						内容	回答
48	要求水準書	粒状活性炭吸着池	25	2	(4)	ア	(イ)	c	池数は提案によると理解でよろしいでしょうか。原則、水道施設指針によるものと考えますが、基本計画報告書と同じ32池（内予備2池）で要求水準未達とならないと理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
49	要求水準書	粒状活性炭吸着池	25	2	(4)	ア	(イ)	m	洗浄用ブロワの設置位置は活性炭吸着池越流水面より高い位置とするとありますが、その目的は逆流防止であり、配管を越流水面より立ち上げて逆流防止を行えば、ブロワの設置位置は任意との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第3の2(4)ア(イ)mのとおり、設置位置は活性炭吸着池越流水面より高い位置としてください。 なお、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事の第3回質問に対する回答書の回答から修正しています。
50	要求水準書	粒状活性炭吸着池	25	2	(4)	ア	(イ)	r	監視窓について、生物等が付着しないよう考慮するとありますが、生物の付着は不可避であり、付着を抑制するように考慮することを要求されているとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
51	要求水準書	粒状活性炭吸着池	26	2	(4)	ア	(イ)	v	溶出試験について、要求水準書第3の2(4)ア(イ)m(d)粉末活性炭(WET)の表（規格・試験項目）に準拠して行うとあります。当該頁（要求水準書32頁）の「表 粉末活性炭(WET) 規格」は粉末活性炭の規格であるので粒状活性炭の規格として要求しているものではなく、溶出試験の試験項目として、当該頁の「表 試験項目」を要求しているとの理解でよろしいでしょうか。	溶出試験については、試験項目・評価基準とも「水道施設の技術的基準を定める省令（厚生省令第十五号）」の第1条17項ハ（別表第二）に従います。また、PFOS及びPFOAについても溶出試験を行います。 ただし、PFOS及びPFOAの試験方法は、別途協議により決定します。
52	要求水準書	粒状活性炭吸着池	26	2	(4)	ア	(イ)	v	溶出試験について、要求水準書第3の2(4)ア(イ)m(d)粉末活性炭(WET)の表（規格・試験項目）に準拠して行うとあります。当該頁（要求水準書32頁）に、納入毎の品質検査と記載がありますが、粒状活性炭については、現地搬入する数量の単位（例えば、1度に搬入する場合は1回）の溶出試験を実施すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	納入品の品質検査は各群毎に行ってください。 また、群の中でロットが異なる場合には、ロット毎に行ってください。 これにより難い場合は、別途協議を行います。
53	要求水準書	粒状活性炭吸着池	26	2	(4)	ア	(イ)	v	「なお溶出試験に・・・準拠して行うものとする」と記載がありますが、p32の該当部分では「JWWA K-113:水道用粉末活性炭」に準拠することが求められています。今回発注仕様は粒状活性炭ですので、粒径などの物性は粉末活性炭とは異なります。したがって、粒状活性炭の規格については規格が存在するJWWA A114水道用粒状活性炭に準拠するものとしてよろしいでしょうか。	粒状活性炭については、JWWA A114:水道用粒状活性炭に準拠することを想定しています。また、物性等の試験項目は、pH、硬度、充填密度、比表面積、細孔容積、フェノール価、ABS価、メチレンブルー脱色力、ヨウ素吸着性能、塩化物、強熱残分、鉛、亜鉛、ヒ素、カドミウム、2-MIB価、外観等を想定しています。さらに、各池の粒度調整、粒度分布、平均粒径、有効径、均等係数の試験も行うことを想定しています。ただし、試験方法、評価基準等の詳細は、別途協議により決定します。
54	要求水準書	活性炭	26	2	(4)	ア	(イ)	v	「溶出試験については、要求水準書第3の2(4)ア(イ)m(d)粉末活性炭(WET)の表（規格・試験項目）に準拠して行う」とありますが、p32の下表の溶出試験項目だけでなく、上表の物性試験項目についても試験を実施するとの理解で宜しいでしょうか。	溶出試験項目については、No. 51の回答を参照してください。 物性試験項目については、No. 53の回答を参照してください。
55	要求水準書	活性炭	26	2	(4)	ア	(イ)	v	「・・・要求水準書第3の2(4)ア(イ)m(d)粉末活性炭(WET)の表（規格・試験項目）に準拠して行う」とありますが、p32の上表の規格値について、これらは西谷浄水場で使用している粉末活性炭の規格値であるため、今回納入する粒状活性炭については、試験項目のみを本表に準拠し、規格値については準拠対象外（規格値は事業者提案）との理解で宜しいでしょうか。 また、「ふるい残分（ふるい目開き75μm）」は粉末活性炭の試験項目であるため、今回の粒状活性炭については、試験項目の対象外との理解で宜しいでしょうか。	前段について、No. 53の回答を参照してください。 後段について、「ふるい残分（ふるい目開き75μm）」は試験項目の対象外です。
56	要求水準書	活性炭	26	2	(4)	ア	(イ)	v	「・・・要求水準書第3の2(4)ア(イ)m(d)粉末活性炭(WET)の表（規格・試験項目）に準拠して行う」とありますが、p32の上表の試験項目：2-MIB価について、粒状活性炭に関する2-MIB価の試験方法は、水道協会規格（JWWA A114）で規定されていません。 このことから、粉末活性炭に関する水道協会規格（JWWA K113）に記載の試験方法を参考にして、試験の実施を求められるということでしょうか（試験結果は参考値）。それとも、試験項目の対象外となるのでしょうか。	2-MIB価は試験項目として想定しています。試験方法は、粉末活性炭に関する日本水道協会規格（JWWA K113）に記載の方法を参考に行います。試験方法の詳細については、別途協議により決定します。 なお、No. 51の回答も合わせて参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁						内容	回答	
57	要求水準書	活性炭	26	2	(4)	ア	(イ)	v	「・・・要求水準書第3の2(4)ア(イ)m(d)粉末活性炭(WET)の表(規格・試験項目)に準拠して行う」とあります。粉末活性炭は水道施設の技術的基準を定める省令、第一条十六の薬品等の基準(別表第一)に従い、粒状活性炭は同省令、第一条十七の資機材等の基準(別表第二)に従うものと考えますが、別表第二の項目には、ニッケル及びその化合物とアンチモン及びその化合物が挙がっていません。このことから、今回納入する粒状活性炭について、この2項目については、水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインに基づく方法を参考にして、試験の実施を求められるということでしょうか(試験結果は参考値)。それとも、試験項目の対象外となるのでしょうか。	溶出試験については、「水道施設の技術的基準を定める省令(厚生省令第十五号)」の第1条17項ハ(別表第二)に準拠して行うことを想定しているため、ニッケル及びその化合物とアンチモン及びその化合物は試験項目の対象外となります。なお、No. 53の回答も合わせて参照してください。	
58	要求水準書	活性炭	26	2	(4)	ア	(イ)	v	「・・・要求水準書第3の2(4)ア(イ)m(d)粉末活性炭(WET)の表(規格・試験項目)に準拠して行う」とあります。p32の下表の試験項目:PFOS及びPFOAについて、別紙50に記載の試験方法は粉末活性炭に対するものと考えられますが、今回納入する粒状活性炭についても、同じ試験方法(粉末活性炭の代わりに粒状活性炭を使用するだけで、添加量や抽出時間等も同じ)で試験を実施すれば良いでしょうか(試験結果は参考値)。それとも、試験項目の対象外となるのでしょうか。	PFOS及びPFOAは試験項目として想定しています。試験方法は別途協議により決定します。なお、No. 51の回答も合わせて参照してください。	
59	要求水準書	粒状活性炭吸着池	26	2	(4)	ア	(イ)	v	溶出試験の試験項目についてはp. 32の試験項目とする理解でよろしいでしょうか。ただし、粉末活性炭の薬品に関する試験方法、評価基準ではなく、粒状活性炭ということで資機材等に関する試験方法、評価基準という理解でよろしいでしょうか。	No. 51の回答を参照してください。	
60	要求水準書	急速ろ過池	28	第3	2	(4)	ア	(カ)	「ろ過排水(捨水)やスローダウン、スロースタートを行えるものとする。」とありますが、ここで言う捨水とは逆洗後のろ過水の排水のことである、要求水準書別紙17の水収支フローに示される「洗浄時捨水」とは別の意味と理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。	
61	要求水準書	急速ろ過池	P28	第3	2	(4)	ア	(カ)	j	「回転表洗の噴射圧を確保する方法については、請負人による提案を認めるものとする」とありますが、一般に圧力を確保する方法は、高架水槽方式かポンプ方式が上げられますが、これらいずれの方法も認めると解釈してよろしいでしょうか。	そのとおりです。表洗の洗浄圧は現状の水頭以上とし、維持管理性を考慮し選定してください。
62	要求水準書	急速ろ過池	28	2	(4)	ア	(カ)	j、n	「n 洗浄水槽から急速ろ過池への洗浄水は、自然流下により行うものとする」と記載があり、かつ「j 回転表洗の噴射圧を確保する方法については、請負人による提案を認める」と記載があることから、表洗に関しては、洗浄水槽の水を使用し、かつポンプ等による加圧を行って噴射圧を確保する提案は、要求水準を満たすと考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。	
63	要求水準書	急速ろ過池	28	2	(4)	ア	(カ)	j、n	逆洗に関して、「j 適切なる層の膨張率を確保」することが可能であれば、「n 洗浄水槽から急速ろ過池への洗浄水は、自然流下により行う」と記載がある今回設置の洗浄水槽の設置高さは、既設洗浄水槽の水頭差以下であっても要求水準を満たすと考えて宜しいでしょうか。	水槽の設置位置は請負人の提案によりますが、ろ層の適切な膨張率を確保できない場合は要求水準を満たしていないものとなります。	

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁						内容	回答
64	要求水準書	急速ろ過池	28	2	(4)	ア	(カ)	t	前段では「現場の操作にインターロックは設けない」と記載があり、後段では「手動操作に対しインターロックを設ける」とあります。齟齬が生じているように見受けられますが、どのように理解すればよろしいでしょうか。	人命の保護や、機器の保護を目的としたインターロックは設けてください。しかし、次の例のような施設の運転管理を目的としたインターロックは、監視制御設備の手動操作にのみ設け、現場手動操作には設けないでください。詳細については、協議を行います。 例1：原水弁と排水弁が同時に開状態にならない。 例2：表洗、逆洗弁は排水弁が開状態で開操作が行える。
65	要求水準書	ポンプ井	29	2	(4)	ア	(キ)		f「3号配水池に送水するため、ポンプ（以下「浄水送水ポンプ」という。）を1系統当たり2台設けるものとする。」及び、h「浄水送水ポンプは、2号配水池の送水を停止した場合でも、全量を3台で、3号配水池に送水できるものとする。」、別紙19「浄水送水ポンプ×4台（うち2台予備）」との記載について、2号配水池の送水を停止しない場合は、3号配水池に浄水送水ポンプ2台で送水する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
66	要求水準書	ポンプ井	P28	第3 2	(4)	ア	(キ)	h	ポンプ設備の過剰設計防止のため、条件を明確にしたいと考えます。「1系統運用時に2号配水池送水量を除き、全量を3号配水池に送水できるものとする。」とありますが、この時の2号配水池への流出量の条件は、P19（エ）設計水位に記載された「現在の運用では2号配水池の水位が64.16mで一定になるように設定している」と記載された水位条件を前提として考えて良いでしょうか。もし異なる場合は、具体的条件提示をお願いします。	「1系統運用時に2号配水池送水量を除き、全量を3号配水池に送水できるものとする。」の時の2号配水池への流出量の条件は、送水停止を想定してあります。なお、2号配水池は整備範囲外のため、既存の水位条件が前提となります。
67	要求水準書	薬品注入設備	30	2	(4)	ア	(ク)	b	「設備は移送配管や注入配管等を含めて、注入点に対し2系統とする」と記載がございます。既設資料より、既設都岡幹線の補給次亜注入点は1箇所、この注入点に対し、注入管を2系統化するとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
68	要求水準書	薬品設備	30	2	(4)	ア	(ク)	f	都岡幹線（小雀系）補給次亜の注入点は、既設の注入点と同じ位置と考えて宜しいでしょうか。また、上記の注入点前後の残留塩素を計測するために必要な採水設備は、既設流用と考えて宜しいでしょうか。	前段について、注入点は既設と同位置となります。後段について、No. 1の回答を参照してください。
69	要求水準書	薬品設備	30	2	(4)	ア	(ク)	e	硫酸貯留槽を仮設する場合、貯留量は本設と同等の貯留量を求められるのでしょうか。	仮設の硫酸貯留槽に本設と同等の貯留量は求めません。仮設期間中、運用に支障がない貯留量としてください。
70	要求水準書	薬品設備	30	2	(4)	ア	(ク)	f	「・・・小出槽から注入点へは自然流下で滴下の注入とし、注入点は目視で確認できるようにする。ただし、都岡幹線（小雀系）補給次亜の注入については、配管への注入のため、ポンプ圧送とする。」との記載について、都岡幹線補給次亜の注入以外においても、薬品を配管へ注入する場合は、自然流下ではなくポンプ圧送を採用しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	薬品注入は、自然流下で滴下の注入とします。ただし、都岡幹線（小雀系）補給次亜等、注入方法が管注入のみである場合は、ポンプ圧送による注入を認めます。
71	要求水準書	薬品注入設備	30	2	(4)	ア	(ク)	l	PAC貯留槽の内部には、堆積物が蓄積するため、定期的に清掃されていると想定されますが、直近何年前に内部清掃を実施されましたか。	現在4槽の貯留槽を1年1槽の4年周期で清掃しています。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁						内容	回答	
72	要求水準書	薬品設備	30	2	(4)	ア	(ク)	1	「既設薬品設備は、貯留槽に残る薬品を含め、撤去するものとする」とあり、また P48 ク施設撤去設計(コ)には「水道記念館及び技術資料館内の施設に固定されている展示用の架台及びパネル類等の撤去については、本工事の対象とする。ただし、第1の2(8)ア(マ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を踏まえ、水道局にて処分が必要なものについては、取外し、集積及び飛散養生を本工事の対象とし、別途水道局にて処分する。」と有ります。 上記法令や「建築物の解体時における残置物の取り扱いについて(通知) 環産廃発第1402031号 平成26年2月3日」より建築物の解体に伴い生じる廃棄物とは異なると思われまます。薬品設備についても貴市にて処分して頂けないでしょうか。	薬品設備(貯留槽、配管等)内の薬品の残渣については、請負人が取出し、西谷浄水場内の指定する場所に仮置きしてください。薬品の処分については、水道局が対応します。また、既設薬品設備は、請負人にて撤去し、処分してください。 薬品の処分の予算確保のため、既設薬品設備を撤去する年度の前年度6月までに水道局へ撤去時期を情報提供してください。	
73	要求水準書	粉末活性炭	31	2	(4)	ア	(ク)	(d)	当項での粉末活性炭の規格掲載は、本工事にて粉末活性炭の投入施設を整備するためではなく、P12「関連事業」中「(仮称)相模湖系導水路粉末活性炭設備設置工事」にて整備される施設に投入される粉末活性炭の規格を掲載した、と考えてよろしいでしょうか。	(d) 粉末活性炭(WET)の記載は、粒状活性炭の試験項目等に準用する目的で記載しています。	
74	要求水準書	薬品設備	P31	第3	2	(4)	ア	(ク)	m	(d) 粉末活性炭(WET)について、「納入する粉末活性炭は、」と記載ありますが、要求水準書のそれ以外の記載から判断すると、今回工事では、粉末炭、粉末炭注入装置いずれも所掌外と認識しますが良いでしょうか。	No.73の回答を参照してください。
75	要求水準書	共同溝	33	2	(4)	ア	(ケ)			既存共同溝と接続する共同溝の設置位置が、沈殿池～既設ろ過池への既存連絡配管と干渉します。その連絡配管が撤去できるのは(新)急速ろ過池が完成した後ですので、接続共同溝が一部未完成の状態になります。その状態で一部未完成の共同溝内に(新)急速ろ過池を稼働させるための本設電気線を通線する必要があります。もしくは仮設電気線にて通線しておき、接続共同溝完成後、本設電気線を通線する必要があります。いずれかの設計にて検討を進める考えでよろしいでしょうか。	設計については、請負人の提案となります。 電気配線は、維持管理上支障のないよう配線をお願いします。
76	要求水準書	沈でん池	34	3	(4)	ア	(ウ)			水道局にて沈でん池の覆蓋化を行う将来計画はありますでしょうか。	現在のところ、覆蓋化を行う計画はありませんが、将来、覆蓋化する可能性はあります。
77	要求水準書	監視制御設備	34	3	(4)	イ	(ア)	b(e)	「監視制御設備を構成する機器の設置場所や機能概要は、次のとおり想定しているが、請負人の提案により変更可能とする。」とございますが、機能の集約による機器台数の変更も提案可能と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。ただし、集約化により機器故障が浄水処理に影響を与えないよう十分配慮してください。	
78	要求水準書	受変電・配電設備の点検、補修、改良時の設備停止範囲	38	2	(4)	イ	(イ)	q	「施設を完全停電させないため、片側の配電系統の停電を繰り返し(後略)」とあります。盤内点検、補修、改良の場合、浄水処理は片側1系統のみで運用継続し、停電した配電系統の配下にあるもう1系統は負荷設備停止可能である、との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書別紙40受配電設備の配電構成図(再整備後)を参考にして、母線連絡などにより、上位の配電系統を停電させた場合でも、下位の負荷設備に電力を供給できるものとしてください。	
79	要求水準書	無停電電源設備	40	3	(4)	イ	(エ)	a(e)	無停電電源装置の対象負荷に(e)薬品注入設備の記載がありますが、この設備の対象は、薬品注入設備の計測信号であり、動力電源は対象外と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。	
80	要求水準書	計装設備	40	3	(4)	イ	(オ)	k	「水質計器用(臭気監視装置を含む)の採水設備(ポンプ、配管棟)を設置する」と、記載がありますが、別紙21「水質計器の設置位置及び採水点」の更新対象機器に臭気監視装置の記載がありません。臭気監視装置は本工事の更新対象外と考えて宜しいでしょうか。	臭気監視装置は本工事の更新対象となります。	

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁						内容	回答
81	要求水準書	計装設備	40	3	(2)	イ	(オ)	k	「水質計器用(臭気監視装置を含む)の採水設備(ポンプ、配管棟)を設置する」と記載がありますが、水質計器用の既存の機器のうち、更新せずに継続利用する(更新対象外の)機器はありますか。	工事範囲内の採水設備は、更新となります。
82	要求水準書	計装設備の外部出力インタフェースについて	41	2	(4)	イ	(オ)	d	「外部出力は、汎用性の高いインタフェースを採用する」とありますが、このインタフェースとは必ずしも伝送信号のみを指すものではなく、4-20mAなどの直送信号も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
83	要求水準書	計装設備	41	2	(4)	イ	(オ)	e	水質計器設置位置は別紙21を参考にすべきかと思われませんが、合理的理由があれば、設置位置は提案可能と理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
84	要求水準書	計装設備	41	2	(4)	イ	(オ)	h	「測定対象は、排水処理施設の返送水ポンプにより・・・放流水の測定値のみ記録できるものとする。」と記載がありますが、測定対象は、第1放流口へ放流される水という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
85	要求水準書	計装設備	41	2	(4)	イ	(オ)	k	2号および3号配水池の採水設備が別紙2範囲に配管のみ該当する場合、配管のみを更新すればよいと理解すればよろしいでしょうか。	No. 88の回答を参照してください。
86	要求水準書	計装設備	41	2	(4)	イ	(オ)	k	「2号及び3号配水池の採水設備については、別紙2の西谷浄水場浄水処理施設の工事範囲の設備を更新する。なお、既設採水設備等は撤去する。」と記載がありますが、別紙2では2号配水池は工事対象の敷地外、3号配水池は工事範囲外の敷地に該当します。採水設備の更新対象及び範囲を明確化していただけますでしょうか。	No. 88の回答を参照してください。
87	要求水準書	計装設備	41	2	(4)	イ	(オ)	k	「水質計器用(臭気監視装置を含む)の採水設備(ポンプ、配管等)を設置する」とありますが、臭気監視装置について、別紙21、水質計器の設置位置及び採水点【参考】の一覧表には、現状及び再整備後とも記載がありませんが、 ①臭気監視装置は既設にあり、再整備後も既設を流用するとの理解で宜しいでしょうか。 ②臭気監視装置を設置している場所を教示願います。 ③臭気監視装置(既設流用)の採水設備については、既設を撤去、更新するとの理解で宜しいでしょうか。 ④臭気監視装置の設置台数と必要なサンプリング水量(●L/min/台×▲台)を教示願います。 ⑤臭気監視装置用の採水ポンプの採水箇所(どの施設(水槽)から採水するか)を教示願います。	①について、臭気監視装置は更新対象となります。 ②について、水質計器室(管理棟1F)に設置されています。 ③について、そのとおりです。 ④について、約0.4L/min/台×2台です。 ⑤について、着水井(原水)とろ過水渠(ろ過水)になります。
88	要求水準書	採水設備	41	2	(4)	イ	(オ)	k	「2号及び3号配水池の採水設備については、別紙2の西谷浄水場浄水処理施設の工事範囲の設備を更新する」と記載があることから、工事範囲外に設置されると考える2号及び3号配水池の採水ポンプ、切替弁等は、既設流用または別途工事による更新と考え、本工事の範囲外と考えて宜しいでしょうか。 その場合、2号及び3号配水池の採水ポンプ、切替弁等の動力供給、計装信号の接続、および制御に関しては、本工事の対象外と考えて宜しいでしょうか。 本工事における2号及び3号配水池の採水設備の内容は、別紙2の西谷浄水場浄水処理施設の工事範囲の境界において、採水配管を取り合い、かつ対象となる水質計器までの配管の敷設と考えて宜しいでしょうか。	2号配水池は、要求水準書別紙2西谷浄水場浄水処理施設の工事範囲内の採水配管を指しています。工事範囲の境界において、採水配管を取合い配管を更新します。 3号配水池の採水設備は、要求水準書別紙2西谷浄水場浄水処理施設の工事範囲内の流出弁室内に設置されている、採水ポンプ、切替弁等の動力供給、計装信号の接続、制御、採水配管が更新対象となります。
89	要求水準書	計装設備	41	2	(4)	イ	(オ)	k	「2号及び3号配水池の採水設備については、別紙2の西谷浄水場浄水処理施設の工事範囲の設備を更新する」とありますが、別紙2では、2号配水池は工事対象の敷地外、3号配水池は工事範囲外となっています。更新対象の採水設備とは、具体的に2号及び3号配水池のどの設備のことか教示願います。	No. 88の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁						内容	回答
90	要求水準書	計装設備	41	2	(4)	ウ	(ア)	a	配管仕様について、機械・電気設備標準仕様書（工事編）p2-15の配管材料表において、鋼管としてSGPWが挙がっています。SGPWはJIS規格品で水協規格品はないため、日本水道協会による検査、製造業者名の「受検証明書」は不要との理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
91	要求水準書	配管設計	P41	第3 2	(4)	ウ			配管仕様に記載される「ダクタイト管、鋼管又はステンレス管」は、主要配管の解釈し、小口径のサンプリング管、薬注管などは含まないと解釈します。具体的適用範囲をご教示ください。	要求水準書第3の2(4)ウ(ア)に示す新設配水管の材質は、サンプリング管や薬品注入管等を除く、口径75mm以上の管を想定しています。なお、排水管、新設排水管及び新設放流管については、要求水準書第3の2(4)ウ(イ)を参照してください。
92	要求水準書	配管設計	P42	第3 2	(4)	ウ	(ア)	a	「弁は右回り開、左回り閉とする」とありますが、小口径の汎用バルブは通常左回り開です。これは主要配管のみの仕様と解釈しますが、具体的適用範囲をご教示ください。	適用範囲については、サンプリング管や薬品注入管等を除く、口径75mm以上の管を想定しています。なお、工業用水用の弁及び空気弁については、右回り閉、左回り開としてください。
93	要求水準書	配管仕様	42	2	(4)	ウ	(ア)	a	「新設配管の材質はダクタイト鋳鉄管、鋼管又はステンレス鋼管とする。」と記載がありますが、薬品注入設備や採水管等には機械・電気設備標準仕様書（工事編）に記載のある樹脂管を採用することは可能でしょうか。	そのとおりです。サンプリング管や薬品注入管等については、機械・電気設備標準仕様書（工事編）に記載のある配管材料を採用してください。No. 91の回答も合わせて参照してください。
94	要求水準書	工業用水	42	2	(4)	ウ	(ア)	a(h)	沈でん池南側の既設工業用水管に新設工業用水管を接続する際、断水は可能でしょうか。断水が可能であれば、一日のうちに、断水可能な時間帯、または、何時間まで断水可能かをご教示ください。	新設工業用水管を既設工業用水管へ連絡する際の断水は、24時間以内であれば、可能と想定しています。なお、詳細な断水時間等の条件は、協議により決定します。
95	要求水準書	敷設対象管路	43	2	(4)	ウ	(ア)	b	p43の表にて、B1およびB2配管のそれぞれに「※1」の記載がありますが、沈澱池の1系列最大水量は $394,000 \div 2 = 197,000\text{m}^3/\text{日}$ と理解しており、B1・B2のそれぞれで $295,000\text{m}^3/\text{日}$ を確保する必要はないと理解しております。これはB1およびB2の2本を使用して $295,000\text{m}^3/\text{日}$ を確保すればよいと理解してよろしいでしょうか。同様に、C1・C2～F1・F2配管についても、片系列で約 $20\text{万m}^3/\text{日}$ の処理能力しか持たない場合は2本で $295,000\text{m}^3/\text{日}$ を確保すればよいと理解してよろしいでしょうか。	前段及び後段について、そのとおりです。ただし、B1及びB2のバイパス管の上流部分については、 $295,500\text{m}^3/\text{日}$ （着水1系統、沈でん池3池運用時）を1本で送ることができる口径としてください。
96	要求水準書	配管の口径	43			ウ	(ア)	b	A1～F2の配管は※1の注記があります。この注記は、A1～F2の12種類の配管それぞれについて、1本で $295,500\text{m}^3/\text{日}$ を通水できる口径を意図されていますか、それとも、たとえばE1とE2では、2本で $295,500\text{m}^3/\text{日}$ を通水できるように想定することを意図されているのでしょうか？	No. 95の回答を参照してください。
97	要求水準書	新設放流管	44	2	(4)	ウ	(イ)	d	新設放流管については「別紙26：新設放流管布設図(参考)」資料を元にした自由設計と考えてよろしいでしょうか。	新設放流管については、請負人の提案となります。
98	要求水準書	新設放流管	44	2	(4)	ウ	(イ)	d	新設放流管については「別紙26：新設放流管布設図(参考)」資料しかありません。受注後、現地詳細調査により休止管のDP等の寸法に相違、及び休止管に著しい損傷等が発見された場合等、予測できない状態が発生した場合は、変更協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。	休止中の24インチ管を管きょ更生工法で転用することが困難な場合は、協議を行います。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁						内容	回答
99	要求水準書	新設放流管	44	2	(4)	ウ	(イ)	e	新設放流管の雨水幹線との接続ですが、当該接続箇所が詳細に記載されていません。特殊人孔等に接続できるものとして計画しますが、詳細設計、及び関係機関協議により大きく変更となる場合は、変更協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。	接続箇所の詳細は関係機関の協議により、当初の想定から大きく変更となる場合は、協議を行います。
100	要求水準書	購入土購入、及び発生土処分費の取り扱い	46	2	(4)	カ	(ス)		「工事間での流用」は横浜市発注工事全てを指していると考えられます。現時点で受注後、確実に流用できるのかは請負人は想定できません。埋戻し土として購入土が必要となった場合は、変更協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。また、掘削残土についても「工事間流用」できない場合は処分費が発生します。その際は、変更協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。	埋戻し土が不足する場合、本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領に基づき工事間の流用を基本とします。しかし、本工事は施工方法及び時期が提案によるため、発生時期や土量が把握できないことから、工事間流用とせず、発生土の処理及び不足土の購入については、請負人が全て行うものとして提案してください。 工事間流用ができた場合は、協議を行います。
101	要求水準書	埋戻し土が不足する場合の対応	46	2	(4)	カ	(ス)		「工事間の流用を基本とし、・・・」「なお、・・・、購入土（改良土）を用いる。」はどちらが優先でしょうか。	No.100の回答を参照してください。
102	要求水準書	国登録有形文化財の仮置き	47	2	(4)	キ	(ア)		「水道局が次の点を考慮して最終的な本設位置に移設するため、請負人は仮置き位置に配慮する。」とありますが、基本的に工事中的の見学は実施しない条件下で、c.市民への公開性について検討することが難しいです。どのようなことに配慮して仮置き位置を決めればよいでしょうか。	歴史的建造物の配置については、将来的に水道局が市民への公開性等を考慮し、本設位置を決めます。そのため、歴史的建造物の仮置きでは、水道局が移設する際に必要な施工スペースを確保しておくなどの配慮をお願いします。
103	要求水準書	歴史的建造物の耐震補強	47	2	(4)	キ	(ア)		耐震補強後の性能目標値があればご指示ください。	明確な性能の目標値はありませんが、国登録文化財である趣旨を鑑み、重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引（文化庁）等を参考に耐震補強を検討してください。
104	要求水準書	歴史的建造物の耐震補強	47	2	(4)	キ	(ア)		耐震改修促進法の認定あるいは評価を受ける必要がありますか。	歴史的建造物においては、耐震改修促進法の認定は必ずしも必要ではありません。請負人にて判断してください。
105	要求水準書	歴史的建造物の耐震補強	47	2	(4)	キ	(ア)		創建時図面（横浜市水道第二拡張誌添付図）によると、1F床下は深いピット形状です。現在は埋め戻され、1F床は土間コンクリートでしょうか。	請負人にて設計時に適切に調査してください。
106	要求水準書	歴史的建造物の耐震補強	47	2	(4)	キ	(ア)		創建時図面（横浜市水道第二拡張誌添付図）によると、配水池浄水井上屋のみ煉瓦基礎のようです。煉瓦基礎と想定してよろしいでしょうか。	請負人にて設計時に適切に調査してください。
107	要求水準書	施設撤去設計	48	2	(2)	ク	(テ)		施設に固定されている展示用の架台及びパネル類の撤去については、本工事の対象とする、とありますが、個数・重量・大きさが不明ですのでご教示ください。	第4回資料閲覧No.4を参照してください。 ただし、建屋竣工後にレイアウト等が一部変更されていることから、設計時に適切に調査してください。
108	要求水準書	施設撤去設計	48	2	(4)	ク	(ア)		撤去設計は基本設計、詳細設計完成前に、当該(ア)施工計画書の提出等の水道局承諾後、現場着手可能と考えてよろしいでしょうか。	基本設計または詳細設計完了前に着手する必要がある撤去工事については、水道局が行う施工計画等の精査の結果、「横浜市水道局工事安全管理規程」に基づき安全管理指定工事に指定された場合は、安全管理指定工事に関わる特記仕様書を遵守したのち、当該施設の現場施工着手可能となります。 安全管理指定工事に指定されなかった場合は、そのとおりです。
109	要求水準書	施設撤去設計	48	2	(4)	ク	(ア)		別紙6より各薬品貯留槽室の給水配管の撤去も実施するという認識でよろしいでしょうか。撤去対象の場合、室内第1フランジの認識でよろしいでしょうか。	前段について、①PAC貯留槽室（管理棟B2F）と②次亜貯留槽室（塩素室1F）の給水配管の撤去は、対象外としてください。 後段について、そのとおりです。
110	要求水準書	整備内容	48	2	(4)	ク	(イ)		「既設硫酸貯留棟は・中略・新設又は一時仮設後に新設とするかは、請負者の提案による」と記載があります。関連し、第3回質問No.322にて「仮設期間が短い場合」の記載がありますが、局で考える短い期間とはどの程度でしょうか。短期間であれば、既設硫酸設備をそのまま仮設として使用することは認められるでしょうか。	前段について、仮設期間は2～3年間を想定しています。 後段について、そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
111	要求水準書	薬品設備	P48	第3 2	(4)	ク	(イ)	硫酸設備について「新設又は一時仮設後の新設とするかは、請負人の提案による。」とあります。一時仮設を採用した場合、仮設機器は、更新後の新設機器に使いまわすことは認められますか。耐用年数より相当に短い期間の仮設を撤去後廃棄することは、環境負荷低減の観点からも避けることが望ましいと考えています。	No. 3の回答を参照してください。
112	要求水準書	薬品設備	P48	第3 2	(4)	ク	(イ)	硫酸設備を一時仮設とした場合、仮設期間が、要求水準書p11図の「270,000m3/日ペース」に示す期間で完了する場合は、既設と同様に、注入対象流量270,000m3/日、注入対象は相模湖系着水井1系統と解釈して良いですか。	新設着水井が稼働するまでの期間は、既存と同様になります。新設着水井が稼働した後は、各系統に注入できるようにしてください。
113	要求水準書	埋設部分全撤去について	48	2	(4)	ク	(エ)	3号配水池流入配管施工箇所、コンクリート防護している1号3号配水池連絡管と西谷幹線があり、1号3号配水池連絡管のみ撤去しなければならない箇所があります。その場合コンクリート防護工を半分撤去しなければならず、西谷幹線に悪影響を与える可能性があります。このような場合、コンクリート防護工を撤去するのではなく、使用しない1号3号配水池連絡管を充填措置を行うことで廃止する設計は可能と考えてよろしいでしょうか。	コンクリート防護部において、コンクリートを撤去すると、既設配管に影響を及ぼす可能性がある場合等、必要最低限の区間に限り、充填措置を行い廃止することは可能です。なお、その場合、水道局と協議により決定します。
114	要求水準書	埋設部分全撤去について	48	2	(4)	ク	(エ)	請負人にて検討し、必要に応じて関係機関と調整し、撤去しないと判断された埋設構造物、埋設管、支障物などについて、水道局殿と協議した段階で撤去が必要と判断された場合、工期または請負代金額等の変更協議をさせていただくと考えてよろしいでしょうか。	撤去対象となる埋設構造物等については、全て撤去する前提で検討してください。現場調査等により撤去ができないと判断された埋設構造物等については、協議を行います。
115	要求水準書	埋設部分全撤去について	48	2	(4)	ク	(エ)	「別紙2：企業団無線鉄塔」下部に撤去埋設管路(排水管路φ1500)が存在します。企業団無線鉄塔に悪影響を与えないよう、その影響範囲外での撤去と考えてよろしいでしょうか。	企業団無線鉄塔下部において、撤去すると企業団無線鉄塔に影響を及ぼす可能性がある場合等、必要最低限の区間に限り、適切な措置を取った上で、撤去しないことは可能です。なお、その場合、水道局と協議により決定します。
116	要求水準書	水道記念館、及び水道技術資料館の養生	48	2	(4)	ク	(サ)	「適切な養生」とは、浄水場施設、及び周辺近隣住宅・道路等に飛散、影響を及ぼすことのないような配慮のための養生、と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
117	要求水準書	水道技術資料館の養生	48	2	(4)	ク	(サ)	水道技術資料館は、同項(サ)にて「契約後速やかに撤去」と記載があります。速やかに撤去するまでの期間中、外観上、浄水施設、及び周辺住宅・道路に飛散、影響を及ぼす問題はない、と考えられる場合は「適切な養生」は必要ないと考えてもよろしいでしょうか。	「適切な養生」の要否については、外観上だけでなく、請負人にて客観的及び専門的な知見を以って、適切な養生を行う必要がない根拠を示した上で、水道局との協議により決定します。
118	要求水準書	施工に関する要求事項	49	1	(3)			活性炭や急速ろ過池の初期洗浄については、①No.1及びNo.2放流口、②排水処理施設の、どちらにでも排出可能と理解すればよろしいのでしょうか。	初期洗浄水の排出可能先については、No.1放流口、排水処理施設、新設放流管となります。活性炭投入時及びろ過池のろ材投入時の初期洗浄排水を排水処理施設に排出する場合は、洗浄排水は高濁度が想定されるため、できる限り濁度を低減するよう努めてください。ただし、処理状況により、排出量が制限されることがあります。排水処理施設以外に排水する場合は、要求水準書別紙44公共用水域への排水基準【参考】に示す基準を遵守してください。
119	要求水準書	記念碑移設範囲	49	2	(4)	ク	(シ)	移設が必要な「b.獅子頭共用栓」は「栓」のみの移設と考え、外周石壁は撤去と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。移設後の獅子頭共用栓は適切な養生をお願いします。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
120	要求水準書	施工に関する要求水準	50	1	(3)			表 排水条件において、新設放流口の洗浄時、試運転時における排水基準は、関係機関と協議とありますが、基本計画 報告書P.545では、上限4,000m ³ /h、約7時間と記載されています。関係機関との協議により最終決定するものの、上限4,000m ³ /hで約7時間放流は十分に見込めるとの理解でよろしいでしょうか。	基本計画では、上限4,000m ³ /h、約7時間と見込んでいますが、放流できる水量は、関係機関との協議により決定します。
121	要求水準書	熱中症対策	51	1	(16)			主たる工種が屋外作業である工事が対象のようですが、建築の仕上げ工事等でも熱中症対策は必要かと思われませんが、それに関わる経費補正はございますでしょうか。	対象となる工事は「横浜市熱中症対策に資する現場管理補正の試行概要（土木工事）」のとおりです。 なお、水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）に則り設計した工事も対象となります。 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/kaikaku/netchushotaisaku.html
122	要求水準書	各施設の洗浄方針	52	2	(1)	イ		「第4の1(3)表」とはp50に記載の表と理解しますが、表中に「着水井洗浄排水」の記載がありません。着水井洗浄水の排水先をご教示ください。	施工時期、施工条件、洗浄方法により、要求水準書第4の1(3)表の排出先から選定してください。
123	要求水準書	各施設の洗浄方針	52	2	(2)	イ		「第4の1(3)表」とはp50に記載の表と理解しますが、表中に「混和池洗浄排水」の記載がありません。混和池洗浄水の排水先をご教示ください。	No.122の回答を参照してください。
124	要求水準書	各施設の洗浄方針	52	2	(3)	イ		「第4の1(3)表」とはp50に記載の表と理解しますが、表中に「沈でん池（集水渠）洗浄排水」の記載がありません。沈でん池（集水渠）洗浄水の排水先をご教示ください。	No.122の回答を参照してください。
125	要求水準書	各施設の洗浄方針	52	第4	2	(4)	イ	(4)粒状活性炭接触池から(7)ポンプ井までの洗浄水の項で、「洗浄は、上水を使用し」とありますが、上水は仏向系の給水管から供給される水としてよろしいでしょうか？	仏向系の給水管は洗浄には使用できません。西谷浄水場で処理した上水（ろ過処理以降の水）を使用して洗浄してください。
126	要求水準書	各施設の洗浄方針	52	2	(4)	ウ		「第4の1(3)表」とはp50に記載の表と理解しますが、表中に「粒状活性炭吸着池洗浄排水」の記載がありません。粒状活性炭吸着池洗浄水の排水先をご教示ください。	No.122の回答を参照してください。
127	要求水準書	各施設の洗浄方針	52	2				「原則、洗浄水については、施設を通過する処理水の水質と同等若しくは良質な水とする。」との記載について、粒状活性炭吸着池では、(4)粒状活性炭吸着池 イ 洗浄水 において「洗浄は、上水を使用し、必要により仮設配管を布設する。」とありますが、粒状活性炭吸着池には沈でん処理水が通過し、粒状活性炭吸着池運用前には再凝集池にも沈でん処理水が通過します。そのため、粒状活性炭吸着池の躯体のアク抜き等の洗浄水として、沈でん処理水を使用しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	粒状活性炭吸着池の躯体のアク抜き等の洗浄水は、西谷浄水場で処理した上水（ろ過処理以降の水）を使用してください。
128	要求水準書	各施設の洗浄方針	52	2				各施設の洗浄について、基本計画報告書（p541～542）の洗浄条件では、図18-1に【配水池】の洗浄・消毒等作業フローとして、コンクリートのアク抜き（洗浄工程）後、5ppmの残留塩素濃度の消毒水を用い、24時間後の残留塩素濃度が2.5ppm以上になるまで消毒を実施するといった「消毒工程」が記載されていますが、この「消毒工程」は、浄水レベルの処理水が通過する急速ろ過池流出部（後塩素混和池以降）、ポンプ井、3号配水池が対象となる（着水井、混和池、沈でん池集水渠及び集水渠出口、再凝集池、急速ろ過池（後塩素混和池より前段）、粒状活性炭吸着池は、洗浄工程だけで消毒工程は不要）との理解で宜しいでしょうか。	消毒工程は、中次垂注入点以降の施設について行うことを想定しています。要求水準書別紙20薬品の種類及び注入点等【参考】においては、再凝集池以降の施設について行うことを想定しています。
129	要求水準書	各施設の洗浄方針	53	2	(5)	イ		「第4の1(3)表」とはp50に記載の表と理解しますが、表中に「再凝集池洗浄排水」の記載がありません。再凝集池洗浄水の排水先をご教示ください。	No.122の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
130	要求水準書	洗浄水	53	2	(6)	イ		洗浄水として上水を使用と記載がありますが、使用可能な水量を御教示願います。	洗浄時の水運用状況によりますが、使用可能な水量は、500m ³ /hから1,000m ³ /h程度を想定しています。
131	要求水準書	洗浄水	53	2	(6)	イ		ろ過砂の洗浄用に使用する洗浄水を仏向系給水から供給していただくことは可能でしょうか。 可能な場合、使用可能な水量を御教示願います。	No.125の回答を参照してください。
132	要求水準書	各施設の洗浄方針	53	2	(6)	ウ		「第4の1(3)表」とはp50に記載の表と理解しますが、表中に「ろ過池の洗浄排水」の記載があります。急速ろ過池の排水先は排水処理施設と理解しますが、その際の排水量は、p18に記載のように最大800m ³ /回と考えればよろしいのでしょうか。	施工時期、施工条件、洗浄方法により、要求水準書第4の1(3)表の排出先から選定してください。排水処理施設に排水する場合、45分に1回、800m ³ /回から既設洗浄の回数及び水量を差し引いた分を受け入れることができます。排水処理施設の増強以降については、45分に1回、1,300m ³ /回を上限として運用中の施設からの洗浄水を差し引いた分を受け入れることができます。
133	要求水準書	各施設の洗浄方針	53	2	(7)	イ		「第4の1(3)表」とはp50に記載の表と理解しますが、表中に「ポンプ井洗浄排水」の記載がありません。ポンプ井洗浄水の排水先をご教示ください。	No.122の回答を参照してください。
134	要求水準書	水質検査	54 55 56 57	3	(1) (2) (3) (4) (5)			着水井、混和池、沈殿池（集水渠）、粒状活性炭吸着池、再凝集池の水質検査は「水道法第13条の規定に基づく検査を行うものとする」となっていますが、対象水はろ過処理水を採水したものと認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
135	要求水準書	施設検査	54~60	3	(1)~(8)			(1)着水井から(8)薬品注入設備の各設備において「水道法第13条の規定に基づく水道局の検査を受検する」との記載がありますが、どのような検査項目を想定されていますでしょうか。	水道法施行規則第11条に基づく検査項目を想定しています。具体的には、各施設が備えるべき機能を有しているか判断するため、浄水及び消毒の能力、漏水、耐力、汚染、機器の動作確認等の項目を想定しています。なお、管路部分については、これに加えて、流量及び圧力の項目も想定しています。
136	要求水準書	試運転と切替え (新旧)条件	54	3	(1)	オ		水質検査は貴市が行うのか、請負者が行うのかご教示ください。	水道法第13条に基づく、給水開始前の水質検査は請負人が行うこととなります。
137	要求水準書	試運転と切替え (新旧)条件	56	3	(4)	ア		表中に、空気分散状態の確認および水負荷による洗浄確認、均一な流動状態の確認など、各種確認試験が記載されていますが、合否判定基準は請負者の基準によるものと理解してよろしいでしょうか。なお、基準については、試験前に試運転要領書で事前協議することを想定しております。	判定基準の詳細は協議により決定します。
138	要求水準書	試運転期間	56	3	(4)	ア		「表 試運転内容等」において、「*準備から水処理試運転までの期間は約6か月を想定している」とありますが、工程上、試運転期間を6か月に設定する必要がありますでしょうか。	試運転期間は、基本計画において、水量の調達、各洗浄工程、機器調整、洗浄排水量、試運転調整を勘案し想定したものです。これらを考慮し、浄水場の運転に支障がないよう請負人にて設定をお願いします。
139	要求水準書	活性炭の初期洗浄 用水	56	3	(4)	イ		要求水準書p52の(4)イで、粒状活性炭吸着池の洗浄は上水を使用となっていますが、これは躯体の洗浄用水と理解します。 試運転の供給水は沈でん処理水を使用となっていることから、活性炭の初期洗浄用水には、沈でん処理水を使用して良い（粒状活性炭吸着池には沈でん処理水が通過し、粒状活性炭吸着池運用前には再凝集池にも沈でん処理水が通過することから、活性炭の初期洗浄用水に上水を使用することまでは求められない）との理解で宜しいでしょうか。	活性炭の初期洗浄用水は、西谷浄水場で処理した上水（ろ過処理以降の水）を使用してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
140	要求水準書	試運転排水	56	3	(4)	イ		粒状活性炭吸着池の試運転用水として沈でん処理水を100,000m ³ /日を予定している。とのことですが、処理水は排水池への排水との認識で宜しいでしょうか。	No. 122の回答を参照してください。
141	要求水準書	試運転と切替え (新旧) 条件	57	3	(4)	ウ		「粒状活性炭は、水道施設の技術的基準を定める省令」に定められた基準に適合したものを納入する。また、日本水道協会のJWWA規格（JWWA A 114：2006）水道用粒状活性炭規格の方法に準拠した試験を行うものとする。」とあります。溶出試験の分析項目はJWWA A-114に示されている味、臭気、色度、濁度、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物という理解でよろしいでしょうか。	No. 51の回答を参照してください。
142	要求水準書	粒状活性炭吸着層 の施工	57	3	(4)	カ		水質検査が要求されていますが、試運転時の供給水量は最大約100,000m ³ /日とありますので、1群ずつ水質検査を行うことを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	水道法第13条に基づく、給水開始前の水質検査は1系統単位で行うことを想定しています。ただし、検査の単位及び回数は請負人の提案となります。
143	要求水準書	粒状活性炭吸着層 の施工	57	3	(4)	カ		水質検査が要求されていますが、「臭気対策のための粒状合戦炭処理実験」の報告書では通水2年目にBAC機能が作用していた可能性が考えられるとあります。要求水準書の水質検査は、準備から水処理試運転まで約6か月を想定されていると記載がありますので、GACの吸着機能がまだ発揮されている時点の水質分析を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	水質検査とは、水道法第13条に基づく、給水開始前の水質検査を指しています。したがって、粒状活性炭のBAC化等を確認するものではありません。
144	要求水準書	試運転期間	58	3	(6)	ア		「表 試運転内容等」において、「*準備から水処理試運転までの期間は約6か月を想定している」とありますが、工程上、試運転期間を6か月に設定を必要とありますでしょうか。	No. 138の回答を参照してください。
145	要求水準書	試運転	P58	第4 3	(6)	ア		「ろ材の投入及び洗浄」に、「1池毎の洗浄」とありますが、1度に1池ずつ洗浄するものとして、1日に何池洗浄可能でしょうか。試運転工程の試算に必要となります。	洗浄可能な池数は、諸条件を考慮し、請負人にて算出してください。 なお、排水処理施設に排水する場合の受入可能水量は、通常時において、要求水準書第3の2(2)ア(イ)の表 水質悪化時の洗浄条件（水量及び時間間隔）（最大値）から通常時の洗浄水及びその他作業用水を除いた水量の回数分となります。
146	要求水準書	試運転排水	58	3	(6)	イ		急速ろ過池の試運転用水として沈でん処理水を100,000m ³ /日を予定している。とのことですが、処理水は排水池への排水との認識で宜しいでしょうか。	排水先は、No 1 放流口、排水処理施設、新設放流管、ポンプ井を經由し3号配水池から選定してください。
147	要求水準書	ろ層の施工	59	第4	3	(6)	ウ	(ウ) 「敷き均し・逆洗後のろ過砂は表層から1cmの厚みで削り取りとる」、とあります。ここでいうろ過砂は、アンスラサイトではなく、珪砂のことでしょうか？その場合、アンスラサイトを投入する前に逆洗・削り取りを行うことと理解してよろしいでしょうか？	前段及び後段について、そのとおりです。
148	要求水準書	試運転と切替え (新旧) 条件	59	3	(6)	ウ	(エ) 前項の(ウ)にて「ろ過砂（アンスラサイト含む）」の記述があり、(エ)項では「ろ過砂は」と記載があります。通常ヌカ砂掻き取りは、アンスラサイトに対しては実施しないものと思料しますが、ろ過砂の削り取りは珪砂のみに対して行うものと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。	

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
149	要求水準書	試運転排水先	59	3	(7)	ウ	ポンプ井（ポンプ設備）試運転の排水先として配水池を使用する場合、「2号配水池については、水道局にて2系統の運用を停止した後、配水池内に排水する。また、3号配水池については、水道局にて片側の系統を停止した後、配水池内に排水する」とあります。 使用中の配水池を一旦空にして再使用する場合、流入水が清澄（本事業ではポンプ井の浄水）であった場合でも濁度を水質管理目標値の0.3度、あるいは水質管理値の1度まで低減するのに数か月を要する場合も想定されます。過去に同様に配水池を空にして再運用した実績があれば、その際に要した期間を教示願えないでしょうか。 また、「水道局にて排水する」とあるため、濁度が低減するまでの期間については水道局の責任範囲であり、本事業の試運転期間には含めない（本事業ではポンプ～配水池流入管の洗管期間のみ）との理解で宜しいでしょうか。	前段について、試運転の排水量が、受け入れの対象とする配水池1槽分の有効貯水量（2号：17,650m ³ 、3号：54,750m ³ ）以下であれば、これまでの実績から、試運転の排水を受け入れてから2週間程度で運用開始は可能と考えています。試運転の排水量が配水池1槽分の有効貯水量を超える場合は、配水池からのドレーン等の作業が追加が必要となるため、1回入れ替えにつき、更に1週間程度の期間を要することが想定されます。 後段について、新設施設（例：ポンプ井、配水池流入管など）が水道法第13条の規定に基づく検査に合格してから配水池の運転再開までに要する期間に関しては本工事の試運転期間に含みません。	
150	要求水準書	試運転排水先	59	3	(7)	ウ	ポンプ井（ポンプ設備）試運転の排水先として、「2号配水池については、水道局にて2系統の運用を停止した後、配水池内に排水する。また、3号配水池については、水道局にて片側の系統を停止した後、配水池内に排水する」とあります。 例えば、3号配水池を空にせずに（ダイバー等を活用）、流入配管の切替や洗浄を行う提案は認められるでしょうか。	ろ過池以降の施設は浄水（飲料水）となるため、ダイバー等を活用した場合は、水抜き及び洗浄が必要となります。	
151	要求水準書	並列監視	60	3	(9)	ウ	(ア)	新設監視制御設備の整備前に本事業で整備を行う施設は既設監視制御設備で運用することとなりますが、新設監視制御設備に切替える際にこれらの施設に対して新旧システムの双方で監視制御が行えることが並列監視の定義であり、並列監視の対象施設は事業者が提案する各施設の整備時期による左右されるため対象施設は指定されないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
152	要求水準書	新旧システムの切替における既設メーカー立会の取り扱いについて	60	3	(9)	ウ	(ウ)	新旧システムの切替について、既設製作メーカーの技術者立会のもと切替を実施することとなっています。既設メーカーに依存せざるを得ない事項となっています。公平性が確保されるよう、既設メーカー技術者立会に要する費用は本工事の対象から除外していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	新旧システムの切替に伴う、既設メーカー技術者立会に要する費用は本工事の対象となります。 できる限り、既設メーカーの改造や養生が発生しない切替方法を検討してください。
153	要求水準書	部分引渡しの指定部分の対象施設	62	5	(1)		部分引渡しの指定部分の対象施設が別紙47に示されていますが、別紙47において「対象施設」ごとに「名称」として複数項目が記載されています。この「名称」の項目の一部が未完成であっても、他の「名称」の項目が完成していれば、当該「対象施設」の部分引渡しが可能と考えて宜しいでしょうか。 具体例として混和池の場合、 ①浄水処理量135,000m ³ /日の運用予定の令和9年3月31日までに混和池の増設およびフラッシュミキサーの更新を実施しますが、 ②着水井は、関連事業の導水施設整備工事との調整により運用開始は令和9年度以降となります。 ③新設前次垂注入設備の運用も、着水井と同様に令和9年度以降となるため、 ④既設前次垂注入設備の撤去が令和9年度以降となり、 ⑤別紙47の⑥混和池の「名称」に記載の新設「前PAC注入設備」の完成は、上記④の撤去後の令和9年度以降となって①の令和9年3月31日には間に合わないためです。	要求水準書別紙47指定部分の対象施設に示す対象施設の各「名称」の項目が全て完成した後に部分引渡しを行います。 なお、「名称」の項目の一部が未完の状態を対象施設を水道局が使用する場合は、工事請負契約約款（設計・施工一括）第34条（引渡し前の使用）を適用し使用します。	
154	要求水準書	部分引渡しの指定部分の対象施設	62	5	(1)		部分引渡しの指定部分の対象施設が別紙47に示されていますが、対象施設のうち、2系統を設置していて、系毎に運用を開始する施設に関しては、系毎の部分引渡しが可能と考えて宜しいでしょうか。 具体的には、別紙25のSTEP1完了後に、再凝集池、急速ろ過池、ポンプ井、3号配水池の1系統の運用を開始する必要があるため。	系統別に要求水準書第4の5に記載された部分引渡しの条件を満たす場合は、部分引渡しの対象施設の範囲について、協議を行います。 また、No.153の回答を参照してください。	

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
155	要求水準書	設備台帳	62	6				施設・設備台帳等を作成とありますが、要求水準書別紙11のP.22に設備保全管理システムに関して設備台帳の管理機能について記載されており、要求水準書にはこの設備保全管理システム構築に関する記載がないことから既設の設備保全管理システムに入力するデータを作成するという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
156	要求水準書	作業時間	63	8	(4)			作業時間は、原則、平日(月曜日から金曜日まで)となっていますが、月曜日から金曜日間の「祝日」は作業可能でしょうか。また受注後、正当な理由が発生した場合は協議により土曜日・日曜日の作業も可能でしょうか。	発生した理由により協議を行い、土曜日、日曜日、祝日の作業が可能か判断します。
157	要求水準書	視察等の対応	64	8	(7)			視察の頻度及び協力すべき内容についてご教示いただけますでしょうか。	視察の頻度は、明確にはお答えできませんが、現時点では年20～30回程度を想定しています。 協力すべき内容は、視察時の同行、安全通路の確保及び施工内容の説明等を想定しています。ただし、全ての回で請負人から施工内容の説明等を行うことは想定しておらず、請負人に過度な負担とならないように配慮します。
158	要求水準書 別紙4	1号配水池北側記念碑						施工の支障になる場合は「近傍」に移設、と記載に追記がありましたが、近傍の程度をご教示ください。	施工や維持管理等の支障とはならない位置で移設しやすい近い場所を想定しています。詳細の位置は、水道局と協議により決定します。
159	別紙6 整備内容		2/4	⑦				沈でん池機械設備では撤去更新対象からフロキュレータ、汚泥掻寄せ機を除くことになっていますが、当該機器を制御する電気設備(配電盤、継電器盤、等)は更新対象であるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
160	要求水準書 別紙10	維持管理業務						各薬品注入機設備で1回/月実施される水道局浄水係の点検の内容をご教示ください。	点検内容については、要求水準書別紙48 電気機械設備保守点検基準(抜粋版)【参考】10節薬品注入設備を参照してください。 なお、点検施設は、PAC(PAC貯留槽及びPAC小出し槽室内)、次亜注入設備(次亜貯留槽室、前次亜注入器室×2か所、中次亜注入機室、後次亜注入機室)、硫酸注入設備(貯留槽室)となります。
161	要求水準書	別紙21						別紙21の「水質計器の設置位置及び採水点(再整備後)」には、2号配水池、3号配水池の項目があります。これらの水質計器設置場所(管理棟)は今回の事業範囲に含まれる一方で、2号配水池、3号配水池は別紙2より事業範囲に含まれません。 これより、今回は水質計器のみの更新で、2号配水池、3号配水池から管理棟へのサンプリング設備(サンプリングポンプ及び配管)の設置は、今回の施工対象範囲外と認識しますが、良いでしょうか。	No.88の回答を参照してください。
162	別紙31 監視制御設備システム構成図(新設)【参考】							監視制御設備システム構成図(新設)【参考】では、左下部分で既設施設であるろ過池コントローラ、配水池・ポンプ・緊急遮断弁コントローラ、薬注水質コントローラと、新設システムの制御LANが接続することとなっています。既設設備が新設制御LANと接続するために必要となる改造や養生は、既設メーカーに依存せざる得ないことから、公平性が確保されるよう、本工事の対象から除外していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書別紙31 監視制御設備システム構成図(新設)【参考】の左側に記載の【既設施設】にあるろ過池コントローラ、配水池・ポンプ・緊急遮断弁コントローラ、薬注水質コントローラは、既設施設を取り込むための新設のコントローラです。 また、浄水場場内における新設監視制御システムへの切替に必要な改造や養生は、すべて本工事の対象となります。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
163	要求水準書	公共用水域の排水基準	別紙44					排水設備設置義務免除許可書において水質測定については、「月に二度以上測定」と記載されています。水質測定は工事期間中も貴水道局様が測定するとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。なお、この中にはTN・TP計による自動測定が含まれます。
164	要求水準書	屋外展示物移設範囲	別紙46					移設が必要な「③100周年記念タイムカプセル」は、移設仮置状態は、下部の床面石タイルは敷設せず積上げ保管として考えてよろしいでしょうか。	タイル等は、積み上げ保管はせず、既設と同様の仕様で移設をお願いします。
165	要求水準書 別紙48	電気機械設備 保守点検基準						維持管理コスト削減の為、保守点検基準に則さない点検周期や点検内容としてコスト算出してもよろしいでしょうか？それとも、点検基準に則さないため要求水準未達となるのでしょうか。	目標耐用年数を維持するための定期点検、修繕内容、周期等を考慮した提案であれば、点検基準に則さない場合でも要求水準を満たしているものとします。
166	要求水準書 別紙48	精密点検 について						第2条の4項に定義されている精密点検は、実施要領書の別紙4(7)に記載されている定期修繕と同義でしょうか。	そのとおりです。
167	要求水準書	リスク分担表 法令	別紙49	共通	制度関係	法令	No.6	「法令・許認可の新設・変更によるもの(上記以外のもの)」は請負人の負担とありますが、法令・許認可の新設・変更によるリスクは予見できないため、そのような事態が発生した場合には費用負担について別途協議としていただけませんかでしょうか。	本工事に直接かかわるものについては、水道局のリスクとなりますが、それ以外のものについては、請負人となります。法令・許認可の新設・変更に伴い、費用負担等に疑義が生じた場合は、協議を行います。
168	要求水準書	リスク分担表 第三者損害	別紙49	共通	社会	第三者損害	No.14	貴市「R2.5 工事請負契約約款(設計・施工一括)」が使用されることを前提として、契約約款第29条各項に規定されている範囲を超えて、請負人がリスクを負担するものではないとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
169	要求水準書	リスク分担表 不可抗力	別紙49	共通	不可抗力		No.23	貴市「R2.5 工事請負契約約款(設計・施工一括)」が使用されることを前提として、本項記載のリスクが顕在化する場合、契約約款第30条各項に基づき、発注者及び請負人が各々リスクを分担するとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
170	要求水準書	別紙49 リスク分担表	64	No.23	注3			「損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため、生じた損害又は増加費用の一部」とは具体的にどのようなものかご教示いただけますでしょうか。	生じた損害及び増加費用の一部とは、工事請負契約約款(設計・施工一括)第30条第4項に規定する費用負担を指します。
171	要求水準書 別紙49	不可抗力の定義		23				「通常の見込み可能な範囲外のものであって、水道局及び請負人のいずれの責めにも帰さないもの」に該当する場合には、「疫病」も不可抗力の定義に含まれるとの理解でよいでしょうか。	不可抗力の定義には、「疫病」は含まれません。
172	要求水準書 別紙49	不可抗力の負担額 計算における基準 期間について		23				通常のDB案件では、10年未満の工期が多いですが、本工事は工期が20年以上と非常に長期の工事期間であり、全期間の請負金額を基準に100分の1の事業者負担額を計算すると、工事請負契約約款第30条4項規定により全期間を通して6.4億円(契約額640億円を想定した場合)の損害が生じない限り、貴局は不可抗力の損害を一切負担しないこととなりますが、要求水準書別紙49(注3)において、「当該リスクは水道局が主にリスクを負担するが、損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため、生じた損害又は増加費用の一部については、請負人も負うものとする。」とした内容とも反し、公平な分担ではないと考えます。 不可抗力が生じた年度の請負金額を基準にする等、計算する基準となる期間を細分化の方が適切ではないでしょうか。	工事請負契約約款(設計・施工一括)第30条第4項の規定のとおりとします。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答	
173	要求水準書	リスク分担表	別紙49	23				「不可抗力のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの…」とされていますが、「通常の見込み可能な範囲外のもの」とは、当事者の合理的な支配が及ばないものを指すとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。	
174	要求水準書	リスク分担（不可抗力）	別紙49					不可抗力について、要求水準書の別紙49では、原則発注者側のリスクとなっておりますが、一方で、設計施工請負契約約款第30条によると、請負額の100分の1を超えないと、不可抗力の請求ができないことになっております。この約款の通りの運用ですと、不可抗力による損害が（640の100分の1の）6.4億円までの場合は、100%請負側のリスクとなります。 本事業は工期が長期に亘るため、不可抗力のリスクが通常の工事に比して非常に高く、かつ、請負金額の大きさに伴って不可抗力により損害等が生じた場合の請負人の負担額（請負額の100分の1）も多額となり、実質的に当該リスクを請負人が主に負担する事態に陥ることが重大な懸念事項となっております。一方で、当該リスクはリスク分担表では貴水道局の主負担となっていることから、請負人に過大な負担を求める意図は無いものと拝察いたします。つきましては、不可抗力により損害等が生じた場合の請負人の負担額について、該当年度の出来高の100分の1とする、あるいは合理的な上限額を定める等、軽減する規定を設けていただけませんか。	No. 172の回答を参照してください。	
175	要求水準書 別紙49	施設・設備の損傷		25				水道局の事由によるもの以外全てにつき事業者にて負担することは出来かねます。「請負人の責に帰すべき事由によるもの」に変更いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。	
176	要求水準書	リスク分担表 設計、施工費用の増大	別紙49	共通			設計、 施工費用の増大	No.26, 27	「水道局の提示条件」ですが、現時点では「設計図書(設計成果物を除く)、及びこれまでの資料閲覧による資料」を条件にて設計・計画を行っています。資料閲覧時の誓約書では「閲覧資料の局から提供される全ての資料は、参考のために提供されるものであり、局はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します」とあります。しかしながら設計・調査前の現時点では当該資料を「提示条件」として考えるしかありません。この「提示条件」と実際の工事現場の条件と一致しない場合は、請負代金額の変更協議をさせていただけると考えてよろしいでしょうか。	資料閲覧で提出していただいた守秘義務の遵守に関する誓約書第1条第5項に記載のとおり、水道局は、その内容の正確性について、一切の責任は負いません。また、要求水準書別紙に参考と記載したものについては、参考として扱います。 ただし、現況と大きく異なる事案が発生した場合については、工事請負契約約款（設計・施工一括）、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事の契約に関する特約条項及び要求水準書別紙49リスク分担表に基づき対応に関する協議を行います。
177	要求水準書 別紙49	設計（調査含む）、施工費用の増大		27					「請負人の責に帰すべき事由による施工費用の増大」に変更いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
178	要求水準書	別紙49 リスク分担表	No.28						技術提案で提示した工程が貴局の指示の不備、手続きの遅れ等により遅延した場合は契約変更の対象となり、損害金は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	発注者の損害賠償請求等については、工事請負契約約款（設計・施工一括）第51条に規定するとおりとします。また、工期の延長については、第22条の規定のとおりとします。
179	要求水準書	リスク分担表 設計、施工の遅延及び未完	別紙49	共通			設計、 施工の遅延及び未完	No.28, 29	「水道局の提示条件」ですが、現時点では「設計図書(設計成果物を除く)、及びこれまでの資料閲覧による資料」を条件にて設計・計画を行っています。資料閲覧時の誓約書では「閲覧資料の局から提供される全ての資料は、参考のために提供されるものであり、局はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します」とあります。しかしながら設計・調査前の現時点では当該資料を「提示条件」として考えるしかありません。この「提示条件」と実際の工事現場の条件と一致しない場合は、提案した工期の変更協議をさせていただけると考えてよろしいでしょうか。	No. 176の回答を参照してください。
180	要求水準書 別紙49	設計（調査含む）、施工の遅延及び未完		29					「請負人の責に帰すべき事由による施工の遅延及び未完」に変更いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
181	要求水準書 別紙49	契約締結		31				優先交渉権者に帰責事由がないにもかかわらず、各種契約の締結が市議会で承認されない場合は、リスクは水道局側にご負担いただくと理解してよろしいでしょうか。	水道局及び請負人のどちらにも責めに帰すべき事由がない場合の契約締結の遅延中止の対応については、協議により決定します。 なお、本工事は市議会の議決事項ではありません。
182	要求水準書 別紙49	引渡し前の使用に係る損害について		42				第3回質問回答No.569の回答にある事例は、「竣工図書及び運転操作マニュアル」の契約不適合責任にて処理できるかと思えます。要求水準書別紙49のNo.42は、あくまで引渡し前の工事目的物の使用そのものによって生じた増加費用の損害を対象としたものであり、工事請負約款34条に従ってご対応頂くべきものと考えます。そのため、水道局単独のリスクとし、注記5ではなく、注記2「請負人の過失により発生した場合を除く。」を参照する方が適切ではないでしょうか。	水道局及び請負人との間で過失の有無も含めて協議するため、原文のとおりとします。
183	要求水準書	新旧対照表						令和3年2月19日公表の「要求水準書(案)」と今回公表された「要求水準書」の修正点が網羅された新旧対照表がございましたら開示いただけないでしょうか。	新旧対照表はありません。
184	設計・施工一括型 総合評価方式実施 要領書	提出資料の作成方法	3	7	(1)			資料作成にあたり、浄水場の俯瞰写真を使いたいのですが、2号もしくは3号配水池上空から、浄水場全体をドローンで撮影させて頂きませんか。	技術提案作成のための写真撮影は行えません。
185	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	支援会議	4	8	(3)			「横浜市水道局西谷浄水場再整備事業等に係る総合評価落札方式技術評価に関する支援会議」とは、設計・施工一括型総合評価落札方式実施要綱の第5条に記載のある、学識経験者で構成される会議のことでしょうか。	「横浜市水道局西谷浄水場再整備事業等に係る総合評価落札方式技術評価に関する支援会議」は、落札者決定基準の作成や技術提案の審査・評価等に際して、高度な技術や公民連携、法律の各分野に関する学識経験者の知識と水道局が有する運転・維持管理の知見を融合させるため、学識経験者と水道局で構成するもので、技術評価委員会を支援する会議です。そのため、設計・施工一括型総合評価落札方式実施要綱の第5条に記載のある、学識経験者で構成される会議のことではありません。
186	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	提出資料の提出方法	5	9	(3)			郵送の場合について電話連絡の記載がありますが、持参の場合の事前連絡の必要性についてご教示ください。	直接持参していただく場合は、事前連絡をする必要はありません。
187	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	ヒアリングに関する事項	8	15	(1)			「技術提案書の追加等は認めない」とありますが、「提案内容の理解度向上のための内容補足」に関しては認められるのでしょうか。	そのとおりです。
188	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	プレゼンテーション動画		8				プレゼン動画を作成するにあたり、動画、音声の編集は行ってもよろしいでしょうか。	西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事に係る設計・施工一括型総合評価落札方式実施要領書8プレゼンテーション動画に関する事項の(2)に定めるプレゼンの作成方法の範囲内であれば、動画、音声の編集は認めます。
189	設計・施工一括型 総合評価方式実施 要領書	審査基準日の意味合	9	17	(1)	ウ		審査の基準日は、令和3年11月1日とするありますが、11月4日に提出する資料も評価の対象になりますか。	評価の対象となります。 審査の基準日は、令和3年11月1日時点の法令等に基づき審査を実施することを示しています。
190	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	技術資料作成	別紙1 別紙3					技術提案様式はWordファイルとなっていますが、Wordファイルに直接文字を打ち込まずに、例えばイラストレーションで作成し文字のポイントを10.5以上にした画像をWordファイルに貼り付ける形式でもよろしいでしょうか。	Wordにて、テキストの網掛け、複写、文字検索が使用できる状態であれば、認めます。
191	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	提出書類	別紙1					文字のポイントは10.5以上となっていますが、図、表を添付する場合にはその中に記載する文字のポイントは10.5以下でも構わないと考えてよろしいでしょうか。	図表の中の文字のポイントは、10.5以下を認めます。ただし、文字の認識ができる大きさとしてください。
192	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	提出書類	別紙1					文字のポイントは10.5以上となっていますが、字体の指定は無いと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
193	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	提出書類のまとめ方	別紙2					提出資料にはインデックスをつけてよろしいでしょうか。	問題ありません。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
194	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	技術資料作成	別紙3					技術資料提出にあたっては、技術資料（様式）は技術資料でまとめて、その後添付資料は添付資料でまとめるという形をとるのでしょうか。また、1冊に入りきらない場合は分けて複数冊を1冊としてもよろしいでしょうか。	前段については、添付資料は具体的評価項目ごとにまとめてください。後段については、1冊にまとめてください。
195	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	別紙3 技術提案等を求める範囲						1一連の浄水処理施設の性能 「・・・以下の項目について、図に示して下さい」とありますが、これらの図は様式の本文内ではなく、添付資料として示してもよいでしょうか。	添付資料が認められるのは、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事に係る設計・施工一括型総合評価落札方式実施要領書別紙3技術提案等を求める範囲に示す「具体的評価項目」ごとの「様式」欄に、「添付資料」の記載がある項目のみです。そのため、「1一連の浄水処理施設の機能」については、図も様式の範囲内に示してください。
196	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	別紙3 技術提案等を求める範囲						1一連の浄水処理施設の性能 「・・・以下の項目について、図に示して下さい」とありますが、浄水処理の系統、薬品の注入点、水質計器の設置位置及び採水点、工業計器の設置位置の各図は、それぞれ別紙19～22に倣って、縦並びのフロー図で示す必要があるでしょうか。それとも、求められる内容を記載していれば、フローの流れ方法（横並び等）は問われないでしょうか。	記載方法は問いません。
197	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	別紙3 技術提案等を求める範囲						1一連の浄水処理施設の性能 「・・・以下の項目について、図に示して下さい」とありますが、①浄水処理の系統、②薬品の注入点、③水質計器の設置位置及び採水点、④工業計器の設置位置の各図は、それぞれ1つずつ示す必要があるでしょうか。それとも、例えば、①と②をまとめて1つに、また③と④をまとめて1つにして、①～④を2つの図で示す等、図の数を減らすことも認められるでしょうか。	各項目の内容が明確になっていれば、図の数は問いません。
198	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	別紙3 技術提案等を求める範囲						10ライフサイクルコスト No.10 その他ポンプ設備（採水用除く）には、薬注関連（薬品移送、薬品注入）ポンプ、床排水ポンプは含まないとの理解で宜しいでしょうか。	No.225の回答を参照してください。
199	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	別紙3 技術提案等を求める範囲						10ライフサイクルコスト 設備類の定期点検費及び定期修繕費の算出に関して、要求水準書の別紙10既施設の主要な運転・維持管理業務【参考】に維持管理業務（保守点検）の内容、周期が記載されていますが、これらの内容や周期に従って費用の算出を行う必要があるでしょうか。それとも、目標耐用年数を維持するための定期点検・修繕内容、周期等については、請負人の提案で構わないでしょうか。	目標耐用年数を維持するための定期点検、修繕内容、周期等については、入札者の技術提案です。
200	実施要領書	第2号-1様式	15	別紙3	1			第2号-1様式には添付資料の記載がありませんが、添付資料をつけることはできないと考えてよろしいでしょうか？	No.195の回答を参照してください。
201	実施要領書	第2号-1様式	15	別紙3	1			第2号-1様式には、水収支フロー図（通常時及び水質悪化時）、浄水処理の系統、薬品の注入点、水質計器の設置位置及び採水点、工業計器の設置位置の5項目について、図示するよう指示されています。これらは図を5種類に分けて示すのではなく、複数の項目を1種類の図に示すことで図を減らすことは問題ないでしょうか？	No.197の回答を参照してください。
202	実施要領書	ライフサイクルコスト 第2号-10-2様式	18	別紙3	10			年間使用電力の各年の合計の欄がございますが、指示されている11項目の消費電力量の合計としてよろしいでしょうか？	そのとおりです。
203	実施要領書	ライフサイクルコスト 第2号-10-2様式	18	別紙3	10			設備類にフラッシュミキサがありますが、ここには再凝集池の攪拌機は含まれるのでしょうか？	再凝集池の攪拌機は、フラッシュミキサに含まれます。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
204	実施要領書	ライフサイクルコスト 第2号-10-2様式	18	別紙3	10			本事業において各設備は順次建設し、完成するごとに稼働していくこととなります。そのためフラッシュミキサ、送水ポンプ、ブロワは、稼働開始年が異なることとなります。 本表を作成するにあたり、各機器の1年目は、それぞれ稼働開始した年としますか？それとも、いずれかの機器が最初に稼働した年を1年目とし、それより遅く稼働した機器は開始した年から費用が発生するような記載をすればよろしいでしょうか？	各機器の1年目はそれぞれ稼働を開始した年としてください。
205	実施要領書	ライフサイクルコスト 第2号-10-2様式	18	別紙3	10			フラッシュミキサ、送水ポンプ、ブロワで、それぞれ最初に稼働した年を1年目とし、その年からの経過年で作表とした場合、更新となる30年目は提示されている表をはみ出します。その場合は長寿命化した場合と同様に、表をつけ足して作表すればよろしいでしょうか？	各設備類が稼働した年を1年目とし、その設備の目標耐用が30年だった場合は、30年目に更新費を記入してください。 なお、長寿命化を図る提案がある場合、例えば35年とする場合は、列を35年目まで追加しそこに更新費を記入してください。
206	実施要領書	ライフサイクルコスト 第2号-10-2様式	18	別紙3	10			「維持管理費 定期点検費」、「維持管理費 定期修繕費」及び「更新費」は提案者の想定する金額を示すものと解釈しておりますが、設備が稼働後に今回ご提示したものと回数、金額等が乖離したとしても、一切の契約上の違反を問われないと考えてよろしいでしょうか？	入札者の提出資料と実態に著しい乖離があった場合、確認を行い、横浜市水道局西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事に係る設計・施工一括型総合評価落札方式実施要領第20条のほか、法令等に基づいて対応する場合があります。
207	実施要領書	ライフサイクルコスト 第2号-10-2様式	18	別紙3	10			「維持管理費 定期点検費」、「維持管理費 定期修繕費」及び「更新費」は提案者が提案時点で想定する金額を示すこととなりますが、修繕費や更新までの年数は、それらの機器の維持管理状態により変動いたします。 金額や回数は、健全な維持管理がなされることを前提として評価していただけたらと考えてよろしいでしょうか？	そのとおりです。
208	実施要領書	ライフサイクルコスト 第2号-10-2様式	18	別紙3	10			「その他ポンプ設備」とありますが、計上するポンプは提案書により決定するものと考えてよろしいでしょうか？	そのとおりです。No. 225の回答も合わせて参照してください。
209	実施要領書	ライフサイクルコスト 第2号-10-2様式	18	別紙3	10			年間使用電力量には、電動弁・電動制水扉の駆動に係る電力は含まないものと考えてよろしいでしょうか？	そのとおりです。
210	実施要領書	ライフサイクルコスト 第2号-10-2様式	18	別紙3	10			年間使用電力量を算出する際には、対象機器の稼働時間、負荷率等を設定する必要がありますが、これらの計算に使用した数値は根拠資料として明示する必要はないと考えてよろしいでしょうか？	計算時に用いた数値の根拠は、添付資料に示してください。
211	設計・施工一括型 総合評価方式実施 要領書	その他ポンプ設備	第2号 10-2様式					その他ポンプ設備（採水用除く）とは、採水ポンプを除いた全てのポンプ、例えば床排水ポンプ等浄水処理施設に直接関係しないポンプも対象とするのでしょうか。	No. 225の回答を参照してください。
212	設計・施工一括型 総合評価方式実施 要領書	提出資料の作成方法 フォーマット	別紙3					現状の各様式の枠線位置では、ファイルに綴じの際、綴じ孔が提案書にかかります。各様式の枠線の位置を変更することは可能でしょうか。	枠線の位置の変更は認めません。
213	設計・施工一括型 総合評価方式実施 要領書	提出資料の作成方法 フォーマット	別紙3					各様式にある、知的財産に関するチェックボックスを提案書の枠線位置に移動してもよいですか。	知的財産に関するチェックボックスを提案書の枠線位置への移動することは認めません。
214	設計・施工一括型 総合評価方式実施 要領書	提出資料の作成の 電子データ	別紙3					提出するワード、エクセル、pdfのバージョンの指定はありますか。	水道局では、次のソフトのバージョンを使用する予定のため、閲覧等ができるデータを提出してください。 Adobe Acrobat Standard 2017 Microsoft Excel 2016 Microsoft Word 2016

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
215	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	別紙3 技術提案等を求める 範囲						10ライフサイクルコスト No.10 その他ポンプ設備（採水用除く）には、急速ろ過において表洗ポンプの設置を提案した場合、当該ポンプも対象に含まれると考えて宜しいでしょうか。 その場合の動力費の算出は、急速ろ過の洗浄頻度が3日に1回の前提で宜しいでしょうか。	前段について、そのとおりです。 後段について、第2号-10-2様式には、洗浄頻度を72時間に1回で算出してください。
216	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書 別紙3	10 ライフサイク ルコスト						第2号-10-2様式で記載する年間使用電力量、定期点検費、定期修繕費、更新費の金額及び長寿命化提案について、評価の方法をご教示いただけますでしょうか。	「評価基準」に関する質問は、提出資料作成に関する質問の対象外のため、受け付けません。
217	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書 別紙3	10 ライフサイク ルコスト						第2号-10-2様式 ライフサイクルコスト（補完資料）において、15年周期で更新が必要な場合、15年目に記入し、30年目は記入不要という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
218	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書 別紙3	10 ライフサイク ルコスト						第2号-10-2様式 ライフサイクルコスト（補完資料）において、同一設備で耐用年数が違う場合はどのように記載すればよろしいでしょうか。	No.222の回答を参照してください。
219	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書 別紙3	10 ライフサイク ルコスト						定期点検や定期修繕を実施しながらも突発的な不具合が生じた場合、緊急点検などの不具合対応に要する費用は、定期点検費および定期修繕費に含めないという理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
220	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	別紙4 10 ライフサイク ルコスト 第2号- 10-2様式補完資料 の記入方法につい て	1	(2)				「年間使用電力量（kWh）は、要求水準書別紙17 水収支フロー（再整備後〔通常時〕）【参考】をもとに算出」とありますが、1一連の浄水処理施設の性能 第2号-1様式で求められている、請負人が提案する水収支フロー（通常時）をもとに算出する必要があるのではないのでしょうか。	第2号-10-2様式は、補完資料として扱うため、要求水準書別紙17 水収支フロー（再整備後〔通常時〕）【参考】をもとに算出してください。 なお、第2号-10-1様式には、入札者が提案する水収支フローに基づいた考え方や第2号-10-2様式と比較してライフサイクルコストが改善されるか等を示してください。
221	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	ライフサイクルコ ストの記入方法	別紙4					(2)に「要求水準書別紙17水収支フロー（再整備後〔通常時〕）【参考】をもとに算出」とありますが、別紙3「1一連の浄水処理施設の機能」で提案に基づく水収支フロー図の提出が求められています。こちらの水収支フローに基づいて算出の方がよりの確と考えられますが、こちらに基いた算出は認められますか。	No.220の回答を参照してください。
222	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	ライフサイクルコ ストの記入方法	別紙4					第2号-10-2様式で、「フラッシュミキサ」や「その他ポンプ設備」とありますが、これらは複数の種類の機器が含まれると考えます。その場合複数の種類の機器の値を合算して一つの欄に入れるのでしょうか。それとも提案者でエクセルの欄を増やして、機器名称毎に記入しますか。	複数の機器を記載する場合は、第2号-10-2様式の行を追加して記載してください。 提出資料はA3サイズ1枚で提出していただきますが、文字サイズは問いません。内容はExcelデータで確認します。
223	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	ライフサイクルコ ストの記入方法	別紙4					第2号-10-2様式で、「フラッシュミキサ」は、混和池攪拌機及び再凝集池攪拌機、と理解して良いでしょうか。	そのとおりです。
224	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	ライフサイクルコ ストの記入方法	別紙4					第2号-10-2様式で、「維持管理費 定期点検費」「維持管理費 定期修繕費」は、納入台数の合算値を記入するとの理解で良いですか。	そのとおりです。
225	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	ライフサイクルコ ストの記入方法	別紙4					第2号-10-2様式で、「その他ポンプ設備（サンプリングポンプを除く）」とありますが、例えば薬品注入や薬品移送など小規模なプラント用ポンプの他、床排水用や、場内給水用といった維持管理用ポンプなど、提案者により様々なポンプ設置が想定されます。この欄に記載すべきポンプの基準をご教示ください。	薬注関連（薬品移送、薬品注入）、床排水用や場内給水用など、小規模なポンプは除外とします。
226	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	ライフサイクルコ ストの記入方法	別紙4					維持管理費の定期点検や定期修繕周期は、一般的にメーカーの推奨によるTBMの他、維持管理ノウハウを活用したCBM方式など複数の計画方法が御座います。これらの選択は請負者の提案によるもの、と理解して良いでしょうか。	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
227	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書	ライフサイクルコ ストの記入方法	別紙4					「更新費」には、使用機器と完全に互換性のある機器単体の材工を想定として、既存機器の撤去、産廃処理費、電気工事、基礎築造などの土木工事、付属機器（配管、バルブ等）交換費等は一切含まない、と理解して良いですか。	西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事に係る設計・施工一括型総合評価落札方式実施要領書別紙4(8)の「更新費」の材工共の費用は、既設の設備を撤去・処分、新しい設備を新設し稼働させるまでに必要な費用を見込んでください。基礎築造などは見込む必要はありません。
228	設計・施工一括型 総合評価落札方式 実施要領書 別紙4	定期修繕の実施頻 度について	1	1	(7)			「定期修繕の実施頻度については、入札者の想定のもと計上してください」とありますが、要求水準書別紙48の精密点検の周期は考慮しなくていいということでしょうか。	入札者の技術提案のもと計上してください。 なおNo.166の回答も参照してください。
229	入札説明書	構成員の条件	2	2	(1)	ア	(ウ)	構成員として参画したが、他応募グループが落札した場合、そのグループの下請け会社として参画することは可能でしょうか。	落札できなかった企業が、落札者の下請企業として参画することは可能です。
230	入札説明書	設計図書等に対す る質問	8	7	(2)	イ		設計図書、実施要領書、入札説明書、工事請負契約約款（設計・施工一括）及び特約条項に対して質問の優先順位ですが、募集要項等に含まれる要求水準書等の質問および回答は、事業契約を構成する各契約の齟齬等に関する当事者間の合意事項となりますので、募集要項等の質問および回答を最優先に解釈することとしていただけませんか。	質問の優先順位はありません。
231	入札説明書	落札者の決定	10	11				提案に対する評価ポイントや評価理由等も各項目ごとに公表いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）落札者決定報告書 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/torikumi/yoriyoi/saiseibi/saiseibi-haisui.html 相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事落札者決定報告書 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/torikumi/yoriyoi/saiseibi/saiseibi-dousui.html と同程度の公表を想定しています。
232	入札説明書	低入札価格調査	10	11	(5)			低入札要綱第3条4項に記載の低入札価格調査資料の提出期限はいつになりますでしょうか。	提出期限は、落札候補（予定）者通知書の送付日の翌々開庁日になります。
233	入札説明書	低入札価格調査	10	11	(5)			本公告資料の設計書の費目は、設計費と施工費のみであるため、低入札要綱第3条4項に記載の低入札価格調査資料の内、第2号、第2-1号、第2-2号、第2-3号様式は不要でよろしいでしょうか。	横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱に定める様式は、全て提出してください。
234	入札説明書	低入札価格調査	10	11	(5)			低入札要綱第3条5項に記載の低入札価格調査資料に基づく調査において、参加上限人数や制約条件ありますでしょうか。	低入札価格調査への参加人数及び出席者の役職等に制限はありません。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえて、参加人数を制限する可能性があります。
235	入札説明書	契約保証金	11	12				契約保証金の納付に代えて履行保証保険を契約する場合、保険会社等による履行保証保険は本工事のように長期年度にわたる付保が困難な可能性があります。その場合、単年度毎に履行保証保険を契約することが許容されるとの理解でよろしいでしょうか。	本工事においては、単年度または複数年度単位で契約を更新することが可能です。 なお、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事の契約に関する特約条項第4条契約の保証の更新も併せて参照してください。
236	入札説明書	現場代理人の配置 について	12	15	(5)			代表企業が現場代理人を配置すれば、それ以外の構成員については、現場代理人の配置は不要ということでしょうか。	そのとおりです。 なお、現場代理人は、必ずしも乙型特定建設共同企業体の代表構成員から選定する必要はありませんが、本工事全体の管理を行っていただく観点から、代表構成員から選定することが望ましいと考えています。
237	入札説明書	予定価格	1	1	(6)			予定価格が基本構想時点と大きく異なりますが、大きく変更となった部分について、内訳をご提示ください。	予定価格の内訳に対する質問は回答できません。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
238	入札説明書	入札参加資格	1	2	(1)	ア		乙型特定建設共同企業体を結成するに当たり、複数企業が同一工種について分担施工する場合は、個々の分担範囲を明示し、それぞれ乙型特定建設共同企業体の構成員として参加することで良いですか。	そのとおりです。 工種ごとに乙型特定建設共同企業体を結成するのではなく、一つの乙型特定建設共同企業体の構成員として参加してください。
239	入札説明書	入札参加資格	1	2				「入札に参加しようとする者は、…乙型特定建設共同企業体の中に乙型特定建設共同企業体を結成することは不可とする。」とありますが、乙型特定建設企業体の構成員として、同一工種を複数の構成員で行う事は問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
240	入札説明書	入札参加資格	2	2	(1)	イ	(オ)	(仮称)西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)に伴うDB方式発注補助業務委託受託者、及び西谷浄水場再整備事業等に伴うコンストラクション・マネジメント業務委託の受託予定者又はこれらの者と資本面及び人事面(※2)において関連のある者でないこととありますが、関連する排水処理事業及び相模湖系導水路事業のアドバイザー業務委託受託者及び関係者も、対象としないのでしょうか。 これらの業務委託者は、別事業とは言え、関連する事業の「公知ではない採点方法や評価基準」を知っている可能性があり、浄水事業の総合評価において公平性にかけてと考えられます。	西谷浄水場再整備事業(排水処理施設)及び相模湖系導水路(川井接合井から西谷浄水場)改良事業のアドバイザー業務委託受託者及び関係者は、西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)に係る整備工事に関する評価方法や評価基準について関与していないため、入札説明書の構成員の資格条件から除外していません。
241	入札説明書	配置技術者の選任 まで取り扱い	3	2	(1)	ウ	(ウ)	落札候補(予定)から7日以内に配置する技術者は、工事着手まで専任不要であると記載がありますが、専任を要しない工事着手までの間、他工事の専任義務のない担当技術者としてコリンズの登録があるままで良いですか。この場合、工事着手前に他工事のコリンズから抜く手続きをして、当該工事に専任します。	そのとおりです。
242	入札説明書	配置技術者の選任 の時期	3	2	(1)	ウ	(ウ)	落札候補(予定)から7日以内に配置する技術者は、工事着手まで専任不要であると記載がありますが、その技術者が担当する工種の工事に着手する前に専任することで良いですか。	そのとおりです。
243	入札説明書	工種内甲型JVの構 成員の参加条件	3	2	(1)	ウ	(オ)	当該項目は、乙型特定共同企業体の構成員の参加条件を示すものです。一方、工種内に甲型共同企業体結成する場合の、構成員の参加条件を示す条項がありません。工種内に甲型共同企業体結成する場合の、構成員の参加条件をお示し下さい。	入札説明書第2項第1号イからエまでに掲げる乙型特定建設共同企業体の構成員の資格条件を満足する者の中から、同一工種の企業については、甲型特定共同企業体を結成することを認めています。
244	入札説明書	設計の技術者の取 り扱い	4	2	エ			参加資格で規定される設計技術者技術者は、所定の詳細設計を納品するまで良いでしょうか。	設計技術者の配置については、設計期間に限らず、施工期間中においても必要に応じて適切に配置してください。
245	入札説明書	設計の技術者の取 り扱い	4	2	エ			参加資格で規定される設計技術者は、参加要件を満たす条件を満たす技術者に途中変更可能でしょうか。	技術者の途中変更は、可能です。 ただし、水道局と協議により、入札説明書に掲げる資格条件を満たす技術者を配置する必要があります。
246	入札説明書	設計の甲型共同企 業体に関する書類	5	3	(1)	イ		設計の甲型共同企業体を結成する場合も、建設と同様に、第4号様式で良いですか。	そのとおりです。
247	入札説明書	共同企業体の名称	8	3	(4)	エ		設計の甲型共同企業体の場合、名称はどのようにすれば良いでしょうか。	入札説明書第3項第4号エに掲げるとおり、「〇〇建設共同企業体」として ください。 なお、「特定」を付けないでください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁				内容	回答
248	入札説明書	第1回質問回答書 第2回質問回答書 第3回質問回答書	-	7	(2)	イ	「入札説明書等に記載がない事項については当該回答書によることとする。」とありますが、第1回・第2回・第3回質問回答書のうち、どの質問回答が契約書を構成する質問回答となるのか、ご教示いただけますでしょうか。	契約書を構成する質問回答は、今回の入札説明書等に関する質問に対する回答書のみです。
249	入札説明書	開札の方法	9	8	(1)	イ	開札は立ち会いで実施されますか。その場合、予定時間までに開札場所へ行けばよろしいでしょうか。	入札参加者の立ち会いは可能ですので、立ち会いを希望される場合、開札時間に開札場所に入場してください。ただし、本件では開札場所での落札者決定は行いません。開札時に公表するのは調査基準価格のみとなります。また、調査基準価格は別途、開札結果通知で通知します。
250	入札説明書	欠格要件		14	(1)	ウ	欠格要件の中に、提出資料の記載内容が要求水準に規定された内容を満たしていないと判断できるものとありますが、あくまで、提案書に記載した項目についてのみ判断されるものであり、提案書または添付資料に要求水準に記載の項目について全てを記載する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
251	入札説明書	特定共同企業体の 構成員が資格条件 を満たさない場合 の対応	12	15	(2)	イ	入札後の対応について、既に行った入札書の取り下げを行わなければならないとありますが、新たに入札書を提出できるのですか。できない場合は、このグループは失格ですか。	入札説明書第15項第2号アに掲げる期間内であれば、新たに入札書を提出することができます。
252	入札説明書	その他	12	15	(5)	ア	「…なお、第2項に定める技術者の要件を満たす場合には、入札参加資格確認の際に届出た技術者から変更することができる。」とありますが、落札候補（予定）者通知書の送付日を基準に、雇用期間が3か月間経過しており、かつ工種に応じた監理技術者資格等の所持及び、他の工事に従事していない者であれば変更が可能との理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
253	入札説明書	その他	12	15	(5)	ウ	「本件工事が完成するまでの間は、アで届出た技術者（前項第4号に掲げる技術者を含む。）の変更は、発注者との協議により、工程上一定の区切りであり工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められた場合、又は技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合に限り認める。」とありますが、機械企業において、設計製作期間と、現場工事期間の配置技術者の変更は可能との認識で宜しいでしょうか。又、設計製作期間は非専任及び、現場常駐を必要としないとの理解で宜しいでしょうか。	前段及び後段について、そのとおりです。 なお、監理技術者の変更等については、原則的に国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとします。
254	入札説明書	その他	12	15	(5)	ウ	「本件工事が完成するまでの間は、アで届出た技術者（前項第4号に掲げる技術者を含む。）の変更は、発注者との協議により、工程上一定の区切りであり工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められた場合、又は技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合に限り認める。」とありますが、機械企業において、現場工事期間に待ち期間がある事が予想されます。その場合の現場工事の無い期間においては、配置技術者の変更は可能で、非専任及び現場常駐を必要としないとの理解で宜しいでしょうか。	現場施工の期間中に待ち期間が生じることのみを理由とする技術者の変更及び専任義務の緩和等は認められません。
255	入札説明書	その他	12	15	(6)		「落札候補者決定後、配置技術者の専任配置を確認するための調査の結果により、当該落札候補者と契約を締結しないことがある。」との事ですが、具体的にどのような調査を想定されていますか。	入札説明書第15項第5号記載の調査を行います。
256	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	秘密保持	1	第1条	5		請負人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。とありますが、発注者様も同様に、秘密保持義務を負うとの理解でよろしいでしょうか。	本条文は、請負人に対して規定しているものであるため、発注者に対しては適用しません。
257	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	秘密保持	1	第1条	5		「請負人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」とありますが、発注者も同様に、秘密保持義務を負うとの理解でよろしいでしょうか。	No. 256の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
258	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	権利義務の譲渡等の制限	1	第6条				請負人にのみ契約上の権利・義務の譲渡・承継が制限されておりますが、発注者も同様に適用されると考えてよろしいでしょうか。	本条文は、請負人に対して規定しているものであるため、発注者に対しては適用しません。
259	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	著作権の譲渡	2	第6条の2	2			「発注者は、設計成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該設計成果物の内容を請負人の承諾なく自由に公表することができ」とございますが、公表については事前に請負人に許可をとっていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	工事請負契約約款（設計・施工一括）第6条の2のとおりとします。
260	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	著作権の譲渡等	2	第6条の2	2			発注者は設計成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該設計成果物の内容を請負人の承諾なく自由に公表できるとありますが、設計成果物には、秘密情報が含まれていると考えられますので、公表にあたって、事前に協議の場を設けていただけないでしょうか。	No. 259の回答を参照してください。
261	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	設計成果物の公表	2	第6条の2	2			発注者は設計成果物を自由に公表できるとありますが、公表については事前に請負人に許可を得ることになっていただけませんか。	No. 259の回答を参照してください。
262	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	第9条の2 特許権等の発明等	3					第1項で「請負人は特許権等の対象となるべき発明または考案をした場合…」とあります。一方、第2項ではその取扱いを発注者と協議となっておりますが、共同研究ではなく、請負工事において、請負人による発明や考案が生じた時点で、発注者が何らかの権利を得ることはないと考えますが、如何でしょうか。	原文のとおりとします。
263	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	第10条第4項 監督員	3					緊急時に監督員の指示や承諾が口頭で行われた後、何らかの問題が生じた場合、責任の所掌をどのように証明するのでしょうか。また、すみやかに書面による指示又は承諾がなされるという理解でよろしいでしょうか。	前段について、口頭での指示等も書面による指示等と同様の取扱いです。後段について、そのとおりです。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と請負人の両者が指示内容等を確認するものとします。
264	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	設計成果物及び設計成果物に基づく施工の承諾	4	第14条の2	2			「発注者は、提出された設計成果物及び設計成果物に基づく施工を承諾する場合は、その旨を請負人に通知しなければならない」とございますが、発注者の承諾が遅延したことにより、工期が遅延した場合は、請負人の責務とならないと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。要求水準書別紙49リスク分担表No. 28のとおり、発注者の責めに帰すべき事由による工期の遅延は、水道局のリスクとなります。ただし、発注者の承諾期間が十分確保されていない場合は、同別紙リスク分担表No. 29のとおり、請負人のリスクとなることがあります。また、発注者の承諾期間を十分確保した工程の提案をお願いします。
265	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	設計成果物及び設計成果物に基づく施工の承諾	4	第14条の2	4			「第2項の承諾を行ったことを理由として、発注者は工事について何ら責任を負担するものではなく」とございますが、設計成果物に基づく施工を承諾いただいた後に変更が生じた場合、必要であれば工期及び請負代金の変更が可能と考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約約款（設計・施工一括）第19条の条件変更などに該当し、発注者が、必要と認めた場合は工期又は請負代金額を変更することがあります。
266	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	承諾の期限設定	4	14条の2	2			設計成果物及び設計成果物に基づく施工の承諾の際に、提出日から14日以内等の通知期限を設けていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、本工事については、要求水準書 第3 2 (2) イ に示すとおりですので参照ください。詳細設計における設計図書は、当該施設の現場着手希望日の30日前（閉庁日を除く）までに水道局へ提出して検査を受検する。
267	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	支給材料及び貸与品	4	第16条				発注者からの支給材料及び貸与品の請負人への引渡しが遅延したことにより、請負人に追加費用、納期遅延が発生した場合の、発注者の対応措置についてご教示いただけますでしょうか。	工事請負契約約款（設計・施工一括）第16条第6項及び第7項に規定しているのとおりとします

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
268	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	設計図書に不適合な場合の措置等	5	第18条	4~6			発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりです。
269	工事請負契約約款	条件変更等	第19条	1, 5	(4) (5)			工事請負契約約款内にて記載されている「設計図書(設計成果物を除く)」で示された設計条件、施工条件と実際の工事現場が一致しない場合、予期することのできない特別な状態が生じた場合は、工期、または請負代金額の変更協議をさせていただけると考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約約款(設計・施工一括)第19条に規定するとおりです。なお、工期の変更の方法については第24条に、請負代金額等の変更の方法については第25条で規定しています。
270	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	条件変更等	5	19	(5)			国内情勢の急変等(例:大震災や津波被害等の発生による基準の強化)によって応募時と設計時で基準及び仕様等に大きな差異が生じた場合は「特別な状態が生じた」と見做し、工事物量の増加や工期延長に対し設計変更に応じて頂けると理解してよろしいでしょうか。	工事請負契約約款(設計・施工一括)第19条及び第20条に基づき、対応します。
271	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	条件変更等	5	第19条	(2)			「設計図書(設計成果物を除く。)に誤り又は記載漏れがあること」とございますが、設計図書とは、要求水準書別紙や、貸与資料を含みますでしょうか。	設計図書(設計成果物を除く。)は、要求水準書別紙は含まれますが、貸与資料は含まれません。
272	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	設計図書の訂正、又は変更	5	第20条				設計図書の変更の内容を請負人に通知して、設計図書を変更することができる。とありますが、請負人に通知して「合意した上で」との理解でよろしいでしょうか。	No. 269の回答を参照してください。
273	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	工期の延長	6	第22条	2			「発注者の責めに帰すべき事由による場合」との部分、前項との文章のつながりから「請負人の責めに帰することができない場合」と理解してよろしいでしょうか。	工事請負契約約款(設計・施工一括)第22条第2項は、原文のとおり「請負人の責めに帰することができない場合」ではなく、「発注者の責めに帰すべき事由による場合」です。
274	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	請負代金額等の変更の方法	6	第25条				「当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、請負代金額を変更し、請負人に通知するものとする。」とございますが、「当該協議の開始の日」について明確な起算開始の基準をご教示いただけますでしょうか。また、21日以内の協議成立が困難な場合について、期間の延長をご検討いただけますでしょうか。	期間計算については、第1条第10項に規定するとおりです。後段については、原文のとおりとします。
275	工事請負契約約款	物価変動	7	第26条				工事期間が20年と長いと、鉄筋やコンクリートなど市場価格があるものに加えて、ポンプ・制御盤等の機械・電気設備についても物価変動の対象と考えてもよろしいでしょうか。	スライド条項の運用については、社会情勢等により変更される場合がありますので、変更の協議をする時点で、対象品目・対象となる単価であれば変更の協議に応じます。
276	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	7	第26条	2			本件は、工期が20年以上の長期にわたる、かつ工種毎の工事価格に大きな差がある案件であることから、乙型特定建設共同体を結成した場合、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更にあたって、請負分担金額の小さい業種が、本来請負代金額の変更を受けられる賃金水準又は物価水準の変動があっても、請負代金額全体では変更を受けられない可能性があります。長い工期に伴う賃金又は物価の変動リスクについて、請負分担金額の小さい業種を請負業者の負担が膨大になることが想定されるため、請負業種毎の賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更を認めていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	書類名				内容	回答
277	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	第26条 (賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更)	7	第26条	1・2・ 5・6項			本事業は各業種の専門性が極めて高いため、それぞれを担う企業がその専門性を最大限発揮できるよう乙型JVが望ましいと考えております。 更に本事業の特徴は、①工期が20年と非常に長いこと。②業種ごとの工事価格に大きな差があることである。と考えております。 この為、分担型(乙型)特定建設共同企業体を組成した場合、物価変動等に伴う各スライド条項適用において、請負分担金額の小さい業種が、適用される金額規模になっても請負金額全体ではスライド適用に該当する金額とならない可能性がございます。長い工期に伴う物価変動等不規則なリスクに関して、請負工業種毎にスライド条項適用が認められない場合、請負分担金額の小さい業種を請負う会社の負担が増えることが想定されます。この救済措置として、請負業種毎のスライド条項適用を御検討頂けないでしょうか？	No.276の回答を参照してください。
278	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	第26条 (賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更)	7	第26条	1・2・ 5・6項			「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と請負人とが協議して定める。」とありますが、こちらの物価指数は、例えば、機器費：日銀企業物価指数/汎用機器、材料費：日銀企業物価指数/鉄鋼 or 金属製品、労務費：横浜市労務単価といった指標で御検討頂くとの理解で宜しいでしょうか？具体的な指標があれば御教示願います。	本条文の協議を行う場合において、公的な資料で示すものが困難なものについては、変動前残工事代金額が不適当と証明できる根拠資料を用意してください。
279	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	7	第26条	3			「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数などに基づき発注者と請負人が協議して定める。…」とされていますが、プラント設備(機械設備・電気設備)については、単価が公的な資料ではなく見積もりとなる機器費などがあり、機器費などは金額の変動を公的な資料で示すのが困難と予測されます。具体的な指標として「機器費：日銀企業物価指数/汎用機器」「材料費：日銀企業物価指数/鉄鋼or金属機器」「労務費：横浜市労務単価」といった指標が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。その他貴局で検討されている指標等がありましたら、ご教示いただけないでしょうか。	No.275及びNo.278の回答を参照してください。
280	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	表記の確認	8	2	(9)			第26条第2項及び第4項とすべきではないでしょうか？第1項の本文には第26条第4項が規定されています。	原文のとおりとします。
281	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	臨機の措置	7	第27条	4			「請負人が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分」とありますが、具体的にどのような範囲なのか、教示願えないでしょうか。 また、災害防止等のための措置に要した費用については発注者負担としていただけませんかでしょうか。	前段については、その措置が一般的な管理行為に属するものとして認められない範囲を指します。その範囲については、事案ごと協議にて決定します。後段については、請負代金額の範囲において、請負人が負担することが適当でない認められるものについては、発注者が負担します。
282	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	臨機の措置	7	27条	4			「請負人が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分」とありますが、具体的にどのような範囲なのか、ご教示ください。文中で規定する「災害防止等のための措置」における災害等は、自然災害等不可抗力によるものと推定しますが、そうであれば発注者負担としていただけませんかでしょうか。	No.281の回答を参照してください。
283	工事請負契約約款	不可抗力による損害	第30条					工事請負契約約款第30条(不可抗力による損害)第4項において、損害額及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額のうち請負代金額の100分の1を超える部分については発注者の負担とございますが、本工事の工事規模並びに長期間にわたる工事である事情を鑑みると、請負代金額の100分の1までを請負者の負担とすることは請負者にとって不利な条項であると思料いたします。したがって、不可抗力による損害が発生した場合は費用負担について都度ご協議いただきたく、お願いいたします。	原文のとおりとします。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
284	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	不可抗力による損害	7	第30条	4			費用負担が示されていますが、本件は、工期が長期間にわたり、負担部分が細かく分けられている(施設ごとに部分引渡が想定されている)案件であるところ、不可抗力の影響を受ける工事は全体の工事の一部に限られる可能性が高いと考えられます。この点、“全体の”請負代金額の100分の1を請負人が負担するとなると、請負人の負担額が過度に大きくなることもあり得、本条を設けている趣旨に合致しないと考えられます。つきましては、不可抗力が生じた際に請負人が負担する損害額は、関係する部分引渡の対象施設(要求水準書別紙47の対象施設)の請負代金額の100分の1としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
285	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	不可抗力による損害	7	30条	4項			「…この条において「損害額」という。)及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」とい。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。」とありますが、本事業は工期が長く、工事目的物の引渡し前においても、実負荷での運転を行う必要のある施設が存在する可能性があります。それら実負荷での運転中の施設損害は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	工事請負契約約款(設計・施工一括)第30条及び第34条に基づき対応します。
286	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	不可抗力による損害	7	第30条	4			発注者は請負人の損害の額のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならないとございますが、請負人の損害負担額が高額となる可能性がございます。発注者の負担額について全額としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
287	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	設計図書の変更	8	第31条	1			「設計図書の変更の内容は、発注者と請負人とが協議して定める」とあります。一方で、第19条と20条の中で「発注者が設計図書を変更できる」との記載がありますが、第31条が優先されるとの理解でよろしいでしょうか。	工事請負契約約款(設計・施工一括)第19条第5項又は第20条の規定により、請負代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、同約款第31条が適用となります。
288	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	検査及び引渡し	8	第32条				受注者の責めに帰さない事由により、検査合格に必要な条件が達成されない場合について、発注者に引渡されたとみなす「みなし検収」の適用についてご検討いただけますでしょうか。	受注者の責めに帰さない事由であっても、検査合格に必要な条件が達成されない場合については、引渡しを行うことはできません。
289	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	検査及び引渡し	8	第32条	2~3			発注者は、当該理由を請負人に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができるとあり、復旧に要する費用が請負人負担となっています。「当該理由」が請負人の責めに帰すことができない理由の場合には、復旧費用は発注者に負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
290	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	部分払	10	第38条	4~5			発注者は、当該理由を請負人に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができるとあり、復旧に要する費用が請負人負担となっています。「当該理由」が請負人の責めに帰すことができない理由の場合には、復旧費用は発注者に負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
291	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	契約不適合責任期間責任	10	第41条				「契約の内容」の対象物をご教示いただけますでしょうか。	工事請負契約約款(設計・施工一括)第1条第1項及び第2項を参照ください。なお、本工事については、西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)に係る整備工事の契約に関する特約条項第1条及び第2条も参照ください。また次の「契約締結時の手続きについて」も参照してください。 http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/tetsuduki/tetsuduki/seido_teiketsuji.html
292	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	発注者の任意解除権	10	第42条	1			必要があるときは、この契約を解除することができる。とありますが、「必要があるとき」とは具体的にどのような場合を想定されているか、ご教示願います。	本工事において現時点で必要があるときについて具体例を限定列挙できるものではありません。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁						内容	回答
293	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	発注者の任意解除権	10	第42条	2				「発注者の責めに帰することができない事由によるもの」との部分、「請負人の責めに帰すべき事由によるもの」と理解してよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
294	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	第42条 (発注者の任意解除権)	10	第42条	1・2項				この条文から、未履行部分について補償なく契約を打ち切られる事も想定される為、「発注者の責めに帰することができない事由」を、「やむを得ない事由」に変更を検討頂けると有難いです。	原文のとおりとします。
295	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	発注者の任意解除した場合の補償	10	42					本条の任意解除権は、請負者の債務不履行を必要とせず、発注者の一方的な意思表示により自由に解除をなすうるものですので、請負者に不利益を与えないことが条件と考えられています。本条のベースとなっている公共工事標準請負約款第46条（発注者の任意解除権）及び民法第641条（注文者による契約の解除）にもあり、本条で解除する場合においては発注者の帰責性の有無に関係なく、損害賠償が行うべきと考えますので、但し書きは削除頂きたく存じます。また、原案どおりと回答される場合においては、但し書きを追記した趣旨及び適用場面についてご教示頂きたく存じます。	原文のとおりとします。ただし以降の記載については過去の契約実績から、本市の工事請負契約約款上規定する必要性が生じたため記載しているものです。本工事において現時点で適用場面の具体例を限定列挙できるものではありません。
296	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	第42条（発注者の任意解除権）及び第49条（合意解除）の適用関係	10	42					第42条（発注者の任意解除権）と第49条（合意解除）との適用関係をご教示頂けますでしょうか？ 第49条では請負人と協議することを規定しているにすぎず、発注者と請負人が合意する旨は規定されていないため、合意がなくとも発注者は解除が可能です。本条は、タイトルと内容に不一致がありますが、条文のタイトルには法的拘束力はなく、規定の内容としては任意解除規定であり、第42条の任意解除規定と内容が重複しております。そのため、第42条を適用すべき場面においても、第49条が適用され、請負人に対して必要な補償がなされないことを大変危惧しております。	工事請負契約約款（設計・施工一括）第49条については、発注者と請負人が協議し、双方が合意した上で、契約を解除することが趣旨のため、約款第42条に規定する発注者の任意解除権とは、趣旨が異なります。
297	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	発注者の任意解除権	10	第42条	2				工事請負契約約款第42条（発注者の任意解除権）第2項に「ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは適用しない。」とありますが、これはどのような事態を想定したものかご教示いただけないでしょうか。	No. 295の回答を参照してください。
298	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	発注者の任意解除権	10	42条	2項				本条は発注者の任意解除権を規定しているものであり、発注者の一方的な意思表示により契約解除が出来るものです。本条が適用される場合は発注者の帰責の有無にかかわらず、発注者が損害賠償を負うべきと考えますので2項のただし書きは削除いただきたくお願いします。また原案どおりと回答される場合は、その趣旨と具体的適用事案についてご教示願います。	No. 295の回答を参照してください。
299	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	発注者の催告によらない解除権	10	第44条					第46条又は第47条によらず請負人が解除を申し出た場合でも、発注者が直ちに解除できるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
300	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	発注者の催告によらない解除権	10	第44条	(8)				「経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき」とございますが、本規定は共同企業体の経営状態が悪化した場合を指すとの理解でよろしいでしょうか。	乙型特定建設共同企業体全体として工事の履行が可能かどうかで判断します。
301	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	合意解除	11	第49条					発注者だけでなく、請負人も合意解除を申し出ることができると考えてよろしいでしょうか。	本条文は、発注者に対して規定しているものであるため、請負人に対しては適用しません。
302	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	第49条 (合意解除)	11	第49条					条文は、「発注者は、必要があると認めるときは、第39条から前条までの規定にかかわらず、請負人と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。」とあり、当事者間の「合意による」とは明示されておませんが、合意に依る解除という理解で宜しいでしょうか？	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
303	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	第49条(合意解除)の趣旨	11	49				本条は、国交省が公表する「公共工事標準請負約款」にない規定です。どのような趣旨で規定されたのかご教示頂けますでしょうか？また、タイトルにおいて合意解除とされているものの、合意する旨の規定はなく、協議に留まっている理由もご教示ください。	本条は過去の契約実績から、本市の工事請負契約約款上規定する必要性が生じたため記載しているものです。協議の定義については、No.302の回答を参照ください。
304	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	合意解除	11	49条				本条は(合意解除)との表題が付されていますが、本文中には「発注者は、…請負人と協議して、…解除することができる。」とあります。本文中に「合意」の文言がありませんが、これは「…請負人と協議の上、両者が合意に至った場合に、…解除することができる。」と理解して宜しいでしょうか。	そのとおりです。
305	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	既履行部分の引渡し	11	50	2			設計成果物についても、民法634条第1項第2号に基づく報酬請求権が該当すると思いますので、工事目的物と同様に引渡しを受ける規定に修正頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。
306	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	解除の効果	11	第50条	2			「発注者が引渡しを受ける必要があると認めたとき」でなく、「既履行部分があるとき」にしてくださいませでしょうか。	原文のとおりとします。
307	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	解除に伴う措置	11	第50条の2	1～2			発注者は、当該理由を請負人に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができるとあり、復旧に要する費用が請負人負担となっています。「当該理由」が請負人の責めに帰すことができない理由の場合には、復旧費用は発注者に負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
308	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	解除に伴う措置	12	第50条の2	6			工事の完成前に解除になった場合、～当該物件を撤去とありますが、あらゆる解除のケースに適用されるのか、ご教示願います。もしあらゆる解除のケースに適用される場合、撤去・修復に要する費用負担については、「請負人の責めに帰すべき事由による解除」の場合のみ、請負人が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、そのとおりです。後段については、工事請負契約約款(設計・施工一括)第50条の2第7項に規定するとおり、第17条第4項の規定を準用します。
309	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	解除に伴う措置	12	第50条の2	11			「請負人の責めに帰すべき事由による解除」の場合のみ、請負人は前払金又は中間前払金を発注者に返還しなければならない、との理解でよろしいでしょうか。	原文のとおり、理解してください。
310	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	発注者の損害賠償請求等	12	第51条	1	(3)		「前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき」とありますが、具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか。発注者の帰責により請負者が債務を履行不能となる場合もあるため、「請負者の帰責により債務の履行が不能であるとき」に修正していただけないでしょうか。	前段については、工事請負契約約款(設計・施工一括)第51条第1項第3号は、民法第416条第1項の損害賠償の一般原則の規定を約款においても規定したものであり、本工事において現時点で具体例を限定列挙できるものではありません。後段については、原文のとおりとします。なお、発注者の帰責事由による場合については、工事請負契約約款(設計・施工一括)第52条第1項第2号に規定しています。
311	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	発注者の損害賠償請求等	12	第51条				損害賠償に金額上限・算定方法はありますか。	損害賠償の金額上限については、規定しません。また、損害賠償の算定方法は規定せず、事案により個別に算定します。
312	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	発注者の損害賠償請求等	12	第51条				損害賠償は通常損害・直接損害に限定され、特別損害・間接損害について請求されることはないと考えてよろしいでしょうか。	損害賠償の範囲の制限については、規定しません。
313	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	発注者の損害賠償請求等	12	第51条	(2)			「第43条各号又は第44条各号の規定により、工事の完成後に契約が解除されたとき」とございますが、「工事の完成後」とは、工期ではなく、設備ごとの引渡し後という理解でよろしいでしょうか。そうでない場合、工事の完成後に契約が解除される場合とはどのような場合でしょうか。	前段については、設計成果物及び工事目的物の引渡しまでの手順の概要は、工事の完成、検査の実施、検査合格、引渡しとなります。そのため、工事の完成後の契約解除の時期には、引渡し前と引渡し後の2通りがあります。後段については、工事の完成後から引渡し前までの間に、約款第43条各号又は第44条各号の規定に該当した場合に契約解除となります。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
314	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	発注者の損害賠償 請求等	12	第51条	2			「請負人は、前項の損害賠償に代えて、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない」とございますが、本工事は請負金額が高額であるため、固定額による損害賠償金は非常に高額となります。したがって、損害賠償金は固定額ではなく、現実に生じた損害(通常損害・直接損害に限定)額にすべきと考えますが、ご検討いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)に係る整備工事の契約に関する特約条項第16条に規定する部分引渡しを行った場合の違約金の特例も併せて参照してください。
315	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	発注者の損害賠償 請求等	12	第51条 の2				「請負人は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは請負代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない」とございますが、本工事は請負金額が高額であるため、固定額による損害賠償金は非常に高額となります。したがって、損害賠償金は固定額ではなく、現実に生じた損害(通常損害・直接損害に限定)額にすべきと考えますが、ご検討いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
316	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	損害賠償請求	13	52	1	(1)		第42条による任意解除による場合は請求の有無に関係なく補償すべきと考えますので、削除頂けますでしょうか。また、49条の合意解除は実質として合意解除ではありませんので原案どおりとされるのであれば追記頂けますでしょうか。	前段及び後段について、原文のとおりとします。
317	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	契約不適合責任期 間	13	第53条				「引渡しを受けた日から2年以内」とございますが、引渡しを受けた日の明確な起算開始の基準日についてご教示いただけますでしょうか。また、部分引渡しした設備については、引渡しの都度、起算開始されるとの理解でよろしいでしょうか。	起算計算については、工事請負契約約款(設計・施工一括)第1条第10項に規定するとおりです。 なお、部分引渡しの指定部分の対象施設は、要求水準書別紙47指定部分の対象施設のとおりですので、併せて参照してください。
318	工事請負契約約款 (設計・施工一括)	あっせん又は調停	14	第56条				神奈川県建設工事紛争審査会は、自治体との契約において第三者といえるでしょうか。	そのとおりです。
319	工事請負約款 (設計・施工一括)							技術提案で提示した工程が貴局の指示の不備、手続きの遅れ等により遅延した場合は契約変更の対象となり、損害金は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	発注者の損害賠償請求等については、工事請負契約約款(設計・施工一括)第51条に規定するとおりとします。また、工期の延長については、工事請負契約約款(設計・施工一括)第22条の規定のとおりとします。
320	特約条項	技術提案等に基づ く施工	第5条					「請負人は技術提案等に基づき施工するものとし、技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないものとする。」とございますが、請負人の責に帰さない事由によって技術提案等に基づく施工ができない場合は設計変更等の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
321	契約に関する特約 条項	技術提案等に基づ く施工	2	第5条				貴局から提示された条件に基づき事業者は見積を行うところ、提示されていない条件が出てきた場合のあらゆるリスクを予測することは極めて困難であることから、リスク分担表にあるように、貴局が提示された条件に相違があったときは、貴局にてリスク分担していただくとの理解でよろしいでしょうか。	水道局が提示した条件に疑義が発生した場合については、対応を協議します。 なお、協議は、工事請負契約約款(設計・施工一括)第19条、第20条、西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)に係る整備工事の契約に関する特約条項第5条及び要求水準書別紙49リスク分担表に基づき行います。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁					内容	回答
322	特約条項	税制度の新設・変更	第11条	1				消費税を除く既存の租税税率の変更や新たな税が実施され、この契約の実施に係る費用が増加すると認められるときは請負人が負担する旨の記載がございますが、増税や税制の新設については予見できないため、そのような事態が発生した場合は費用負担について別途ご協議いただきたく、お願いいたします。	消費税等率に変動が生じた場合は、水道局が費用を負担します。それ以外のものについては、請負人の負担とします。
323	西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事の契約に関する特約条項	技術提案書等が達成されなかった場合の違約金等	3	第15条	2			「・・・請負人が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と・・・」とありますが、当該価格の再計算の算出方法を計算式で明示いただけないでしょうか。	$\frac{a \times 60}{100} + \frac{b' \times 40}{b} = \frac{a' \times 60}{100} + \frac{b' \times 40}{x}$ <p>落札者決定時の評価値 落札者が履行した内容に基づく評価値</p> <p>y = x - b</p> <p>a : 技術資料に基づき算出した点数（加算点） b : 当該入札者の入札価格 b' : 入札者のうち最も低い入札価格 a' : 落札者が履行した内容に基づき算出した点数 x : 評価値が同一となるように再計算した価格（当該価格）</p>
324	契約に関する特約条項	技術提案等が達成されなかった場合の違約金等	3	第15条				技術提案において、「整備の早期実現」があります。公表されている情報より施工条件を設定し工事期間を提案します。施工条件に合理性があることが前提で、想定していた施工条件に相違があり、その影響で提案した工事時間を超過した場合、本条項は免責となるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
325	特約条項	技術提案等が達成されなかった場合の違約金等	3	第15条	3			違約金と損害賠償の適用対象の違いについてご教示いただけますでしょうか。	技術提案が達成されなかった場合の違約金は、請負人が提案した技術提案や施工計画等が達成できない場合に適用の対象となります。損害賠償は、設計成果物や工事目的物が契約の内容に適合しない場合や水道局の催告による解除権、または水道局の催告によらない解除権により、工事完成後、契約が解除された場合に適用の対象となります。
326	請負代金の支払に関する特約条項	第1条（各会計年度の支払限度額等）	4/17P	第1条				提案する工期と出来高想定額に沿って「請負代金の支払に関する特約条項」において支払限度額を定めて戴けるという理解で宜しいでしょうか。	原則、そのとおりですが、予算等の都合により、出来高予定額及び支払限度額を変更する場合があります。
327	調査基準価格を下回る金額での契約に関する特約条項	中間前払金の適用除外	1	第3条				調査基準価格を下回った場合に「中間前払金の適用除外」とされる意図について、ご教示願えないでしょうか。	低価格競争対策の一環として、本条文を規定しています。
328	設計・施工一括型総合評価落札方式実施要綱	落札予定者の決定	4	第14条	2			「評価値で最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札予定者を定める」とありますが、評価値の最高が2者以上ある場合、技術評価点の最も高い者が優先されることはないのでしょうか。	入札説明書11の(4)に示す内容について、原文のとおりとします。
329	設計・施工一括型総合評価落札方式実施要綱	第18条	6					落札者は、提出資料に基づいて設計及び施工するものとし、提出資料に係る部分についての変更は原則として行わないものとする、とありますが、例えば地中埋設物で、水道局が事前に示したものの以外のもが発見された場合には、変更せざる得ない状況が発生することが想定されます。原則とありますが、別紙49リスク分担表で、水道局が負担するものは、原則に含まれず、設計変更等が可能と読み替えてよろしいでしょうか。	西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事に係る設計・施工一括型総合評価落札方式実施要領書20に示す内容について、No321の回答を参照してください。
330	基本計画報告書	建築設備の想定	374	1 3	3			建築設備想定一覧内の自家発電気室において、屋内消火栓設備は該当なしとなっていますが、横浜市火災予防条例第49条1000kW以上の発電より、特殊消火設備の設置が必要なものと考えてよろしいでしょうか。	基本計画報告書に関する質問は、入札説明書等に関する質問の対象外のため受け付けません。